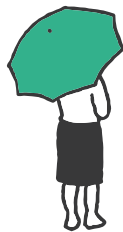


ADMINISTRATIVE



行政ガイド

インデックス



- 22 妊娠・出産・子育て
- 34 学校・教育
- 36 高齢者福祉
- 44 戸籍・住民登録
- 51 税金
- 54 国民健康保険・国民年金
- 58 障害のある人の福祉
- 61 福祉・健康
- 64 ごみ・環境
- 73 都市環境



- 79 暮らしの相談
- 83 市民参加・勤労者のサポートなど
- 87 議会・選挙・情報公開
- 88 防犯・交通安全
- 90 主な公共施設・文化施設
- 104 市の地図・バス路線図
- 114 医療機関ガイド

GUIDE INDEX





妊娠・出産・子育て



どうぞ、市を頼ってください。 つながる・つなげる 子育て支援

迷ったら
こちらに連絡を!

問 こどもと家庭の相談室
TEL.0467-23-0630
(平日8:30~17:00)
TEL.0467-61-3827
(第2・第4土曜日 8:30~17:00
第4水曜日 17:00~20:00)

妊娠

出産

産後

保育園・幼稚園

小学校



初めての妊娠で わからないことだらけ

母子保健コーディネーター(保健師・助産師)がお待ちしています。

問 こども家庭相談課 TEL.61-3944



面談時の様子



思いがけない妊娠。 どうしよう…

妊娠・出産だけでなく、現在の生活を含めて、一人で抱え込まず一緒に考えていきましょう。

問 こどもと家庭の相談室
TEL.23-0630



ママ友がほしいな

「子育て支援センター」は市内に5カ所(鎌倉・深沢・大船・玉縄・腰越)あり、のびのび遊べます。その他、「遊び場デビュークラス」にもお越しください。月齢の近い親子が集まります。



おもちゃがいっぱい! 畳スペースやベッドスペースも(子育て支援センター)



子育て支援センター



育児のとききたいな

保健師・助産師が電話相談や必要に応じて家庭訪問を行います。育児で心配なことなどお気軽にご相談を。

問 こども家庭相談課 TEL.61-3944



授乳やあかちゃんのお世話、 これでいいのかな…

授乳のアドバイスや産後のお母さんの体調を整えるためのケア等を受けられる「産後ケア事業」があります。(宿泊型・通所型・訪問型。自己負担あり)。

問 こども家庭相談課 TEL.61-3944



子どもの発達で 気になることがある

転びやすい、発音が不明瞭、落ち着きがないなど、相談の内容に応じて専門職員が相談をお受けします。

問 発達支援室(福祉センター内)
TEL.23-5130



子どもが好き。 何かできることはないかな

「ファミリーサポートセンター」の支援会員になりませんか。育児を応援してほしい人と応援したい人がお互いに助け合う会員組織です。都合のつく時間で、お子さんの預りや送迎などをお手伝いしませんか。

問 ファミリーサポートセンター
TEL.38-8723, 38-8724



子どもが不登校に…

必要な支援を一緒に考えます。相談室のほか、教育支援教室「ひだまり」などがあります。

問 児童生徒支援課相談室
TEL.24-3386, 24-3495



近所から子どもの激しい 泣き声が

虐待かも?と思ったら「189」にお電話を。子育てに苦しんでいる家庭への支援につながります。

問 児童相談所全国共通ダイヤル
TEL.189

子育ての最新情報をキャッチしよう



市の子育て情報を
網羅したガイドブック



問 こどもみらい課
TEL.61-3891



かまくら子育てメディアスポット



市役所第6分庁舎1階にある情報発信スペース。同じフロアに個室の授乳室あり



鎌倉市公式「LINEアカウント」



子育て情報や
生活に役立つ情報を発信



かまくらのこどもまんなかポータル
「きらこ〜kiraco」



子育て情報、親子で楽しめるイベント情報、役立つコラムなどのコンテンツを発信

あかちゃんを迎えるために

問 こども家庭相談課 TEL.61-3944

○ 母子健康手帳

妊娠から出産までの経過、子どもの成長や予防接種などを記録する手帳です。医師または助産師の診断で妊娠が確認された後に、**市役所または支所**で交付を受けてください。本人確認書類の提示が必要です。

○ 妊産婦健康診査

妊産婦健診の費用を一部助成しています。**母子健康手帳交付時**に妊産婦健康診査費用受診券を交付しています。妊娠中および産後2週間または1カ月健診前に転入した人は、ご連絡ください。

○ 妊娠中からの子育て教室(2日間コース)

あかちゃんを迎えるお母さん、お父さんのための教室です。育児体験クラス、ママのからだクラスがあります。1日だけの参加も可能です。**(申し込み制)**

○ 不妊・不育症治療費助成

不妊や、不育症の治療費の一部を助成しています。詳しくは市ホームページをご確認のうえ、ご不明な点はお問い合わせください。

○ 助産施設への入所

問 こども家庭相談課 TEL.61-3751

妊産婦が経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合は、助産施設で助産が受けられます。ただし、その世帯の所得状況などにより費用の一部負担が必要となることもあります。

〈 広告 〉





24時間365日体制で
**無痛分娩
対応**

助産師が付き添う
安心な自然分娩

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00~12:00	●	●	—	●	●	●	—
14:30~17:30	●	●	—	※ 産後健診	●	●	—

〒244-0003
横浜市戸塚区戸塚町 4211
「戸塚駅」西口から徒歩 10 分 **P**あり

☎ 045-862-4103



Instagram
はこちら



ホームページ
はこちら



あおのウイメンズクリニック



0歳からの能力開発
七田式
SHICHIDA

鎌倉教室
大船教室



無料体験レッスン実施中

胎教コース 赤ちゃんコース 幼児コース 小学生コース

鎌倉教室
☎ 0467-53-9713
大船教室
☎ 0467-42-7822

子育て

問 こども家庭相談課 TEL.61-3944

○ 産後ケア事業

生後4カ月までのお子さんとお母さんが対象です。産後の体を整えながら、育児や授乳相談が受けられます。助産院などでの宿泊型・通所型(個別・集団)・訪問型のサービスがあります。まずはお問い合わせください。

○ 産後のママケア

産後のママがリフレッシュするために、バランスボールを使ったエクササイズを行います。あかちゃんを抱っこしながら楽しめます。(申し込み制)

○ 配食サービス

産後のお母さんのために、産後60日まで利用できる配食サービス利用券を交付します。詳細は市ホームページをご覧ください。

※申請が必要です

○ すくすく手帳(母子健康手帳別冊)

乳幼児健康診査受診票と育児教室記録票の冊子です。生後2～3カ月ごろに、お届けします。

※鎌倉市に転入した4歳未満の子どもの保護者は、必ずご連絡ください

○ 乳幼児健康診査・育児教室

各健診・教室の日程や会場、対象者は、「広報かまくら」「ホームページ」でお知らせします。

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 4カ月児健康診査 |
| ② | まんま♡る〜ぷ(6カ月児育児教室) |
| ③ | お誕生前健康診査 |
| ④ | 1歳6カ月児健康診査 |
| ⑤ | 2歳児歯科健康診査 |
| ⑥ | 3歳児健康診査 |

○ 予防接種

問 市民健康課 TEL.61-3979

予防接種は、住民登録をしている市町村で受けることが原則です。鎌倉市に住民登録をしている対象年齢の人は、無料で接種を受けられます。接種当日は、母子健康手帳を必ずお持ちください。なお、やむを得ない事情で、鎌倉市の実施医療機関で受けられない場合は、「予防接種実施依頼書」の交付手続きが必要です。接種希望日の14日前までに、市民健康課にお申し出ください。健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度が適用されます。なお、交付を受けずに接種した場合は、全額自己負担です。

※年々、子どもの予防接種は種類も増え、接種間隔が予防接種ごとに異なるなど複雑になっています。医療機関の予約をする前に、「対象年齢に該当していること」「前回接種した予防接種との間隔があいていること」などを、必ず母子健康手帳などで確認してください

〈 広告 〉



産後はバースホーム湘南鎌倉へ
TEL 0467-45-4103

全室個室 助産師24hサポート
宿泊・デイケア・託児(5ヵ月未満)
母乳相談可(何ヵ月でも)
家族宿泊可 育児サロン

見学随時受付中





湘南鎌倉助産院・産後ケアセンター
＜鎌倉市産後ケア事業受託施設＞
鎌倉市山崎1090-5(湘南モノレール富士見町駅から徒歩3分) 駐車場・シャトルバス有

バースホーム湘南鎌倉
検索

Instagram ホームページ
QRコード

○ 離乳食教室(初期・後期)

離乳食のすすめ方などについてお伝えします。(申し込み制)

○ 抱っこdeシャベル(乳幼児健康相談)

乳児および幼児の身長・体重の計測、個別育児相談を行います。

○ 子どものショートステイ

問 こども家庭相談課 TEL.61-3751

子育て中の保護者の病気、出産、育児疲れなどにより、子どもの養育が一時的に困難となる場合に、市が委託する施設で、子どもの宿泊を含む一時的な養育・保護をします。障害のある子ども等は、受け入れ先の施設と協議して判断をします。

○ 子育て支援センター

乳幼児を子育て中の親子が自由にゆっくりとくつろげるフリースペースです。スタッフが子育ての情報提供や育児不安などの相談にも応じます。利用方法は、子育て支援センターにお問い合わせください。

子育てひろば

親子で自由に過ごせるフリースペースで、仲間との出会いの場ともなります。

名称	所在地	電話・FAX
鎌倉子育て支援センター	由比ガ浜3-11-48 由比ガ浜こどもセンター1階	23-0606
深沢子育て支援センター	鎌倉市梶原2-33-2 深沢こどもセンター3階	48-0550
大船子育て支援センター	大船2135	47-3377
玉縄子育て支援センター	岡本2-21-19 玉縄こどもセンター1階	45-5077 (TELのみ)
腰越子育て支援センター	腰越5-11-17	40-5801 (TEL) 40-5841 (TEL・FAX)

○ 鎌倉市ファミリーサポートセンター(会員制育児等支援組織)

子育て家庭の育児や家事で支援を必要としている人とそのお手伝いをしたい人がお互いに助け合う会員組織です。市内在住・在勤の人が対象です。

- 1 保育園や幼稚園などの送り迎えなどの育児支援
- 2 産前・産後の簡単な家事支援

サービス利用料

- 月～金曜日の7:00～19:00は800円／1時間
- 土・日曜日、祝日、平日の上記時間以外、年末年始は900円／1時間

名称	所在地	電話・FAX
鎌倉市ファミリーサポートセンター	鎌倉市御成町20-21 鎌倉市福祉センター3階	38-8723 38-8724 (TEL・FAX)

○ 在宅子育て家庭支援事業利用料助成

問 こどもみらい課 TEL.61-3896

ファミリーサポートセンターまたは子育て支援事業者の育児支援・家事支援を利用した人のうち、次のいずれかに該当する人に、支援会員や子育て支援事業者に支払った利用料の一部を助成します。

対象者

- ① 妊娠中の人
- ② 在宅で就学前の子どもを養育している(保育園、幼稚園等に通園させていない)保護者
- ③ 小学6年生以下の子どもがいる家庭で、本人または同一世帯の家族が病気になり、育児支援または家事支援が必要な保護者

○ 子育てサロン(主任児童委員)

問 福祉政策課 TEL.61-3958

市民の立場で子育て支援を行う主任児童委員が、子育てサロンなどを通じた情報提供や仲間づくりのお手伝いをします。

項目	内容	相談員
発達の相談	人との関わりについての心配、発達に心配のある子どもの家庭生活や集団生活での悩み	保育士、児童指導員、心理士、児童精神科医師
ことばや聞こえの相談	ことばが遅い、発音が不明瞭、吃音、聞こえが気になるなど	言語聴覚士
運動発達の相談	運動発達がゆっくり、転びやすい、歩き方が気になる、手先が不器用	理学療法士、作業療法士、リハビリテーション科医師

面談は予約制です。電話で相談内容をお伺いした上で面談の日程を調整させていただきます。詳しくはお問い合わせください。

○ 児童発達支援センターあおぞら園

TEL.32-0739

地域の障害児支援の中核施設として、児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の3事業を行っています。利用に関するお問い合わせは、発達支援室【TEL.23-5130】まで。

ひとり親家庭への支援

問 こどもみらい課 TEL.61-3897

○ ひとり親家庭・寡婦の相談

ひとり親家庭や寡婦の人で、本人や、子どもの就学・就職・経済的な自立などの相談に、専門のひとり親家庭自立支援員が応じます。

時間 月～金曜日（休日を除く）の8:30～17:00、
毎月第2土曜日の9:00～17:00
毎月第4水曜日（休日を除く）の17:00～20:00

○ ひとり親家庭等への家賃助成

20歳未満の子どものいる母子家庭や父子家庭などで、民間のアパート（月額家賃制限あり）などに居住している場合に、家賃の一部を助成します。ただし、所得が一定金額以下であることや、市内に引き続き1年以上在住している場合に限りです。助成額は9,000円（月額限度額）です。

○ 遺児への中学卒業祝金

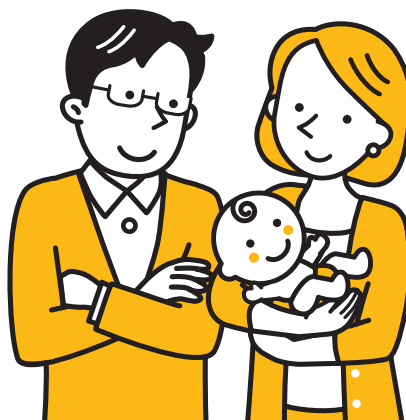
遺児が中学を卒業するにあたり、遺児卒業祝金を贈ります。

○ ひとり親家庭等への児童の大学等進学支度金

母子家庭や父子家庭などの子どもが、大学や短期大学等に進学するときに、大学等進学支度金を支給します。ただし、前年の所得が一定金額以下であること、進学時に20歳未満であること、進学時に引き続き市内に3年以上在住している場合に限りです。

○ ひとり親家庭等への福祉資金貸付金

20歳未満の子どものいる母子家庭、父子家庭、寡婦などで、経済的な自立を図るための就学支度資金、就職支度資金などが必要な場合、無利子で貸し付ける制度です。貸付金額は、種類によって違います。



○ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母親または父親が、定められた教育訓練講座を受講し、修了したときに、その経費の一部を助成します。

助成金額 必要な費用の最大60% (上限あり)

○ 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母親または父親が、経済的自立に向け、看護師(准看護師を含む)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等の資格を取得するために、半年以上修業する場合で、就業または育児と修業の両立が困難と認められる人に、生活の負担を軽減することを目的に助成します(上限は4年間)。また、入学時における負担を考慮し、訓練修了後に修了支援給付金を支給します。

こどもや家庭に関する相談

問 こども家庭相談課 **TEL.61-3751**

○ かまくらこども相談窓口きらきら (第6分庁舎1階)

子どもや子育てに関するあらゆる相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的に支援を行っています。

ゆとりあるスペースで、お子さん連れも安心して相談できます。

問い合わせ

TEL.61-3827

✉ kokasou@city.kamakura.kanagawa.jp

開設時間

平日8:30~17:00

土日祝休み

○ こどもと家庭の相談室

問 相談室専用電話 **TEL.23-0630**

乳児期から思春期までの子どもや家庭に関するご相談をお受けしています。専任の相談員が、電話および面接にてお話を伺います。

土曜相談等を行う日もあります。詳しくはお問い合わせください。

○ 障害のある子どもの相談

問 障害福祉課 **TEL.61-3975**

手当やサービスについては「障害のある人の福祉」をご覧ください。

○ 児童虐待の通告や相談

児童虐待に関する通告やご相談をお受けします。

鎌倉市こどもと家庭の相談室 **TEL.23-0630**

県鎌倉三浦地域児童相談所 **TEL.046-828-7050**

児童相談所全国共通ダイヤル **TEL.189**



医療費の助成

問 こどもみらい課 TEL.61-3896

○ 未熟児養育医療給付制度

出生時の体重が2,000g以下または身体の諸機能が未熟で、指定養育医療機関に入院し、養育を行う必要があると医師に診断された乳児(0歳児)に対して、諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を、市で公費負担する制度です。

助成範囲

医療保険の適用を受ける自己負担分(食事療養費含む)を助成します。

薬の容器代、ベッド差額、初診料(他の医療機関からの紹介なしに200床以上の病院を受診した場合)などの自己負担分は、助成の対象になりません。

○ 小児

対象者は、市内在住で健康保険に加入している小児を養育している人で、18歳に達する日以後最初の3/31までのお子さんの医療費(保険適用)の自己負担分を助成します。申請受付後、対象者には県内で使える医療証を交付します。

○ ひとり親家庭など

対象者は市内在住で、次の条件に該当する人です。

条件

健康保険の加入者で、次の①と②の両方に該当する人

- ① ひとり親家庭の親とその子ども、両親のいない子どもを養育している養育者とその子ども。子どもが18歳に達する月以後の最初の3月31日まで(子どもに中度以上の障害があるか定時制高校などに在学中の場合は20歳未満まで可。別途手続きが必要。詳しくはお問い合わせください)です。

〈広告〉

- ② 所得制限額未満の人(前々年の所得が一定額以上ある場合は対象となりません)

手当、補助金など

○ 児童手当

問 こどもみらい課 TEL.61-3896

高校3年生までの子どもを養育している人に支給します。

転入した場合は、前自治体でも児童手当を受給していても改めて申請を行う必要があります。原則申請した月の翌月分から支給されます。

転入日が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、異動日の翌月分の手当から受給できます。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがあります。

○ 児童扶養手当

問 こどもみらい課 TEL.61-3897

ひとり親家庭や父親または母親が重度の障害の状態にある場合などに、18歳までの子ども(子どもに障害がある場合は20歳まで)の父親または母親や養育者に支給します。ただし、所得制限があります。公的年金を受けている場合でも対象となる場合があります。



大船こどもとおとなのクリニック

小児科

アレルギー科

耳鼻咽喉科

小児耳鼻咽喉科

内科

呼吸器内科

各診療科それぞれ**担当の医師**が診察いたします

- 小児科では0歳児の頭のかたちを整えるヘルメット治療(自由診療357,500円程度)を実施しています。※価格は改訂する可能性があります
- 小児予防接種・健診受付中【専用時間帯あり】
- 各診療科ごとの担当医が連携して診療を実施
- ご家族みなさまで一緒に受診できます

365日 診療・予約制



大船こどもとおとなのクリニック

TEL **045-390-0189**

横浜市栄区 笠間二丁目2番1号
GRAND SHIP 2階

Webでの予約・問診が便利です!

運営: 医療法人社団 湘南東風会

JR大船駅「笠間口」より徒歩1分
(ペDESTリアンデッキ直結)



○ 特別児童扶養手当

問 こどもみらい課 TEL.61-3896

20歳未満の重度または中度の精神障害、知的障害もしくは身体障害の状態など(政令で定める程度以上)にある子どもを、在宅で養育している父母か、父母に代わって養育している人に支給します。ただし、前年の所得が一定金額以下であることおよび子どもが障害年金など公的年金を受けていない場合に限りです。

○ 幼児教育・保育無償化

問 こどもみらい課(認可外保育施設等) TEL.61-3904
保育・幼稚園課(認可保育所、認定こども園、幼稚園) TEL.61-3894

幼児教育・保育無償化の詳細は市ホームページを参照してください。

○ 小学校就学前の子どもを対象とした
多様な集団活動事業の利用支援補助金

問 こどもみらい課 TEL.61-3891

幼児教育・保育無償化の対象となっていない満3歳から小学校就学前を対象として、開所時間が概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であり、鎌倉市が定める基準を満たす施設などを利用して、いる子どもの保護者に対し、その利用料の一部を補助します。

※保護者が、本補助金を申請するためには、児童が通う施設などが、本補助金の対象施設として決定を受けている必要があります

保育園など

問 保育・幼稚園課 TEL.61-3894

保育園・認定こども園・小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭的保育施設は、保護者の就労などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である人が利用できる福祉施設です。

申し込みは随時受け付けていますが、入所の条件や空き状況など詳しいことはお問い合わせください。また、保育料は、お子さんの年齢や保護者の課税状況によって異なります。

保育園(認可保育所)

施設名	所在地	電話番号	保育年齢	開設時間 ()内は土曜	一時預かり
由比ガ浜 保育園	由比ガ浜 3-11-48	61-0880	2カ月 ～		あり
公立 深沢保育園	梶原 2-33-2	48-0200	2カ月 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	あり
大船保育園	大船 2-10-24	44-6291	6カ月 ～		なし
岡本保育園	岡本 2-21-19	45-2212	2カ月 ～		あり

施設名	所在地	電話番号	保育年齢	開設時間 ()内は土曜	一時預かり
富士愛育園	材木座 6-8-20	22-3465	3カ月 ～	7:00～ 19:00 (8:00～ 17:00)	なし
民間 聖アンナの園	大船 4-1-19	43-2208	6カ月 ～	7:00～ 19:00 (17:00)	なし
岩瀬保育園	岩瀬 1526	46-2629	3カ月 ～		あり
明照フラワー ガーデン 保育園	岡本 1022- 31	43-5960	4カ月 ～	7:00～ 19:00 (17:00)	あり
オランジェ	岩瀬 1304	44-5821	3カ月 ～	7:00～ 19:00 (17:00)	なし



施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間 ()内は土曜	一時 預かり
清心保育園	大船 6-5-53	44-7855	2カ月 ～	7:00～ 19:00 (16:00)	あり
こばと ナーサリー	岩瀬 776-2	46-6930	3カ月 ～		あり
大船ひまわり 保育園	台 1-2-25	44-6335	2カ月 ～ 3歳児	7:00～ 19:00 (8:00～ 17:00)	なし
大船ひまわり 保育園分園	台 1-2-22	44-6335	4歳児 ～		なし
たんぽぽ 共同保育園	手広 2-18-27	38-1688	2カ月 ～	7:00～ 20:00 (17:00)	あり
梶原の森 たんぽぽ 保育園	梶原 4-2-10	39-6600	2カ月 ～	7:00～ 19:00 (17:00)	なし
山崎保育園	山崎 1148	45-6440	2カ月 ～	7:00～ 20:00 (18:00)	あり
ピヨピヨ 保育園	常盤666	84-8671	2カ月 ～	7:00～ 19:00 (17:00)	なし
寺分保育園	寺分 418-10	45-1360	6カ月 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	なし
プレップ おおぞら 保育園	大船 4-21-1	46-1071	2カ月 ～ 2歳児	7:00～ 19:00 (15:00)	なし
保育園 みつばち	台2-6-7	46-2221	3カ月 ～	7:00～ 19:30 (17:00)	あり
うちゅう 保育園 かまくら	扇ガ谷 1-1-31	40-4670	2カ月 ～	7:00～ 19:00 (8:00～ 17:00)	なし
キディ腰越 保育園(注)	腰越 5-11-17	31-1808	2カ月 ～	7:00～ 19:00	あり
保育所 のぞみ	小町 2-11-4	81-4560	6カ月 ～	7:00～ 19:30 (8:00～ 17:00)	なし

(注) 公立の腰越保育園について、令和6年度から運営を民間に移管し、公私連携型保育所として開所しました。

施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間 ()内は土曜	一時 預かり
鎌倉おなり 保育園	御成町 2-5	23-5430	6カ月 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	なし
佐助保育園	佐助 1-13-6	40-4040	4カ月 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	あり
まんまる 保育園	手広 5-5-5	33-5840	2カ月 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	なし
鎌倉浄明寺 雲母保育園	浄明寺 5-5-7	22-5188	2カ月 ～	7:00～ 20:00	なし
グローバル キッズ 大船園	岩瀬 1-2-1	38-6601	2カ月 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	なし

認定こども園

施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間 ()内は土曜	一時 預かり
認定こども園 アワーキッズ 鎌倉	寺分 1-13-5	45-1886	6カ月 ～ 2歳児	7:00～ 19:00 (18:00)	
認定こども園 アワーキッズ 鎌倉分園	寺分 1-15-4	46-2610	3歳児 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	
認定こども園 アワーキッズ 大船	大船 2-16-49	84-9511	6カ月 ～	7:00～ 19:00 (18:00)	
認定こども園 鎌倉みどり こども園	植木 210-1	67-5274	6カ月 ～	7:00～ 19:00 (16:00)	なし
おおぞら幼稚園	大船 5-10-35	46-2932	3歳児 ～	7:30～ 18:30 (15:00)	
七里が浜 楓幼稚園	七里が浜 東3-13-12	31-2626	1歳児 ～	7:30～ 18:30 (16:00)	
玉縄幼稚園	植木129	46-7673	3歳児 ～	7:30～ 18:30	
鎌倉しろやま 幼稚園	城廻479	45-2467	3歳児 ～	7:30～ 18:30 (7:30～ 15:30)	

〈 広告 〉

神奈川県鎌倉市大船駅より徒歩3分の家庭医のクリニックです

(内科) (小児科) (婦人科) (健診) (予防接種)

家庭医はパパママと一緒に診察可能です。お子様のご相談もお気軽にどうぞ！

心臓がどどとあったら何でも相談してね

パパママと一緒に予防接種、受診ができます！

健康・予防医学情報
Dr. まつむらのお役立ちCHANNEL

まつむらファミリークリニック

神奈川県鎌倉市大船1-23-31 浜田ビル3F
(JR・湘南モノレール大船駅東口より徒歩3分)

0467-45-3335

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00-12:00	○	○	○	○	○	○	-
15:00-17:00	○	○	●	-	○	▲	-

●水曜午後：15:00-18:00 / ▲土曜午後：14:00-16:00
(受付は診療時間終了の15分前まで)

施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間 ()内は土曜	一時 預かり
認定こども園 北鎌倉保育園 さとの森	山ノ内 388	22-5537	2か月 ～	7:00～ 19:00 (7:00～ 18:00)	なし
幼稚園型 認定こども園 ハリス記念鎌倉 幼稚園	由比ガ浜 2-2-33	23-3207	3歳児 ～	7:30～ 19:00 (7:30～ 16:00)	

小規模保育施設

施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間 ()内は土曜	一時 預かり
保育室ハピネス	小袋谷 2-1-5	48-1150	1歳児 ～ 2歳児	7:00～ 19:00 (16:00)	なし
てつなぐ腰越 保育室	腰越 5-2-1	81-3357	3か月 ～ 2歳児	7:00～ 19:00 (8:00～ 17:00)	
きみのまま 保育園	津西 1-5-15	39-5950	2か月 ～ 2歳児	7:00～ 19:00 (8:00～ 17:00)	
キンダークリッ ペ西鎌倉	西鎌倉 2-17-1	32-6754	1歳児 ～ 2歳児	7:30～ 18:30 (16:30)	
めくもりひがし 保育園	大船 6-5-21	53-8665	1歳児 ～ 2歳児	7:30～ 18:30 (16:30)	あり
しあわせ いっぱい 保育園深沢	常盤 362-7	73-9100	1歳児 ～ 2歳児	7:00～ 19:00	
さとの森 ヴィラ	山ノ内 521-4	22-6601	1歳児 ～ 2歳児	7:30～ 18:30 (8:00～ 17:00)	
みらいにじいろ 保育園	植木 183-1	81-5772	1歳児 ～ 2歳児	7:00～ 19:00	
アトリエ し～はうす 保育園	常盤 64-5	53-8213	5か月 ～ 2歳児	7:00～ 19:00 (8:00～ 18:00)	

事業所内保育施設(地域枠)

施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間 ()内は土曜	一時 預かり
ササKids	城廻 270-2	42-3701	1歳児 ～ 2歳児	7:30～ 18:30	なし

家庭的保育事業者

施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間 ()内は土曜	一時 預かり
育ちあいの家 おなり 第一保育室	御成町 6-15	67-6139	6か月 ～ 2歳児	9:00～ 17:00 (土曜なし)	なし
育ちあいの家 おなり 第二保育室	御成町 6-12	28-6387	6か月 ～ 2歳児	9:00～ 17:00 (土曜なし)	なし

病児・病後児保育施設

施設名	所在地	電話番号	保育 年齢	開設時間
naste(ネステ) 大船※	大船 1-27-28 STKビル 502号室	73-8841	6か月 ～ 12歳	【病児】 8:30～18:00 【病後児】 7:30～18:00 (土日祝日なし)
かまくらファミ リークリニック 病児保育室 トコトコ※	由比ガ浜 2-6-20- 202	38-9009	6か月 ～ 12歳	8:30～18:00 (土日祝日なし)

※病児・病後児保育施設は、病気、病気回復期のお子さんを預かる施設です。利用料は1人1日2,500円。利用方法、空き状況などの詳細については施設にお問い合わせください

次のいずれかに該当する病気、病気回復期の生後6か月から小学校6年生までのお子さんが対象となります。

- (1) 市内に住所を有するお子さん
- (2) 市内に在園するお子さん
- (3) 市内に在学するお子さん
- (4) 市外に住所を有し、市内に在勤する保護者のお子さん

〈 広告 〉



たんぽぽこども診療所

院長 中川 靖子

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30～12:30	○	○	○	○	○	●
14:00～14:30	乳児健診	乳児健診	乳児健診	乳児健診	乳児健診	
14:30～15:30	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	
15:30～17:30	○	○	○	○	○	

○:平日一般診療 ●:土曜日一般診療9:00～12:30
休診日:火曜日・土曜午後・日曜・祝日
※受付終了時間は診療時間終了の15分前です。

☎0466-27-2550
藤沢市並木台2-10-16
駐車場:有

たんぽぽこども診療所



認定こども園

鎌倉しろやま幼稚園

ひとりひとりの個性を大切にし
健康の増進と基本的な生活習慣を身につけさせます。



鎌倉市城廻479
TEL:0467-45-2467
FAX:0467-43-5747
<https://www.kamakura-shiroyama.com/>



幼稚園は、子どもが会う初めての学校です。

そして、学校教育法に基づき、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的としています。

対象者は、満3歳以降、小学校就学までの幼児です。

市内の幼稚園はすべて私立幼稚園(全15園)で、各園それぞれ特色があります。

入園などについては直接、幼稚園にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
かまくら幼稚園	浄明寺6-19-1	25-2391
鶴岡幼稚園	雪ノ下2-1-31	22-2975
比企谷幼稚園	大町1-13-10	22-1687
鎌倉いずみ幼稚園	材木座3-3-7	23-2055
ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜2-2-33	23-3207
長谷幼稚園	長谷3-8-38	24-2310
聖路加幼稚園	稲村ガ崎4-2-5	22-3673
江ノ島ともだち幼稚園	腰越3-18-9	31-6905
モンタナ幼稚園	津550	32-5741
西鎌倉幼稚園	西鎌倉2-17-1	32-6754
片岡幼稚園	手広1-11-32	31-5875
北鎌倉幼稚園	山ノ内483	22-3575
大船カトリック幼稚園	大船2-1-34	46-7395
ひがし幼稚園	大船6-10-10	45-1402
鎌倉女子大学幼稚部	岩瀬1420	44-2134



〈 広告 〉

おおぞら幼稚園
〒247-0056 鎌倉市大船5-10-35
TEL.0467-46-2932 FAX.0467-46-2948
Mail : info@ohzora.ed.jp
URL : https://ohzora.ed.jp

プレップおおぞら保育園
〒247-0056 鎌倉市大船4-21-1
TEL.0467-46-1071 FAX.0467-46-1070
Mail : prep@ohzora.ed.jp
URL : https://ohzora.ed.jp/prep/

幼稚園型 認定こども園 学校法人 清栄学園

七里が浜楓幼稚園

よい環境 よい保育
大切にしたい笑顔と成長

1歳児からのモンテッソーリ指導
専門講師による体育、美術、英会話指導

かえでナーサリー
(1・2歳児)

心・知・体を円満に育みます。
個性と可能性を引き出す17教室の
課外授業も充実

送迎バスあり

鎌倉市七里が浜東3-13-12 ☎0467-31-2626

〈 広告 〉



ENOTOMO
Official website

遊んで食べる! おいしい幼稚園

学校法人 ともだち
江ノ島ともだち幼稚園
〒248-0033 鎌倉市腰越 3-18-9 ☎0467-31-6905

あいさつ・意欲・丈夫な体・正しい善悪

この4本の柱を教育目標とし、現代社会を生きる子どもを見据えた教育を健康体育・自然体験・美術造形活動を通して行っています。一人ひとりの可能性を引き出し、自信を持って意欲的に生き抜く心を育てます。

国産自然食材による自園調理給食・満3歳児入園・プレ幼稚園・親子体験教室
施設見学も受付中! お気軽にお問い合わせください。

学校法人大船いい学園
ひがし幼稚園
鎌倉市大船 6-10-10
tel: 0467-45-1402

詳しくはこちらから



★2025年度新規開所の連携施設
めくもりひがし保育園
アットホームな天然芝の小規模保育園(1・2歳児)
tel: 0467-53-8665



学校法人 西鎌倉学園

西鎌倉幼稚園

キンダークリップ西鎌倉
(小規模保育園)併設

- 裏山の大自然で広がる遊び
- 茶道・体育指導・預かり保育・自園給食
未就園児クラス・課外教室・通園バス有

Facebook, Instagramもあります。

鎌倉市西鎌倉2-17-1
TEL.0467-32-6754

西鎌倉幼稚園 検索



Sun's International Preschool

Regular Class: Monday-Friday
School hours: 9:00 - 14:00
Extended care: 14:00 - 18:00
Age: 2 - 6 years

Sun'sは少人数制をとっており、
授業はすべて英語で
おこなわれます。
一年を通じて入園可能です。

鎌倉市由比が浜 2-17-22
<https://www.sunspreschool.com>

TEL 0467-22-2486




kyis 鎌倉山インターナショナルスクール
Kamakurayama International School

本校は鎌倉山という海拔100メートルの木々に囲まれた
自然あふれる環境で真の国際人の育成を目指しております





英語と音楽を使い、世界で羽ばたく子供を育てる学校

【オープンスクール2026】 毎週火曜(9:30~11:30)
PRESCHOOL オープンスクール開催中

神奈川県鎌倉市鎌倉山1-19-24
Phone: 0467-31-0177



小・中学校に入学

問 学務課 TEL.61-3796

小・中学校に新入学する人には、毎年1月上旬に各家庭に入学期日や就学する学校などを記載した「入学通知書」を送付します。これが届かない場合や転居予定のある人は、ご連絡ください。なお1月中旬から入学説明会が開催されます。日程などは入学予定の学校へお問い合わせください。

また、私立学校などへ入学する場合は、届出が必要です。詳細は市ホームページを。

引っ越しに伴う転校

問 学務課 TEL.61-3796

① 鎌倉市から市外へ転出するとき

在学している学校で転退学の手続きをして、

① 在学証明書

② 教科書無償給与証明書

③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入証明書(鎌倉市では在学証明書に併記してあります)を受け取ってください。次に、転出先の市区町村で転入届をする際、前述の①～③の書類を持って、その後の手続きをしてください。

② 市外から鎌倉市に転入したとき

③ 市内で転居したために就学する学校が変わるとき

②、③は、在学している学校で転退学の手続きをして、①の①～③の書類を受け取ってください。次に、市民課または支所で転入あるいは転居の届け出をし、新しく就学する学校名が記載された「転入

学通知書」を受け取ってください。これを①の①～③の書類とともに直接新しい学校へ提出して、転入学の手続きをしてください。

就学相談

問 学校教育課 TEL.61-3812

学校生活を送るうえでの心配事(発音不明瞭や吃音など言葉の発達、耳の聞こえ、手足やからだの状態、情緒、医療その他生活上の配慮など)の相談に応じます。

また、特別支援学級や特別支援学校への就学や転校の相談にも応じます。

特別支援学級・通級指導教室

問 学校教育課 TEL.61-3812

特別支援学級では、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行っています。

設置校 障害種別	小学校	中学校
知的、 自閉症・情緒	第一、第二、御成、腰越、西鎌倉、深沢、富士塚、小坂、玉縄、植木、関谷、大船、今泉、七里ガ浜、稲村ヶ崎、山崎	第一、第二、御成、深沢、手広、大船、玉縄、腰越、岩瀬
肢体不自由	御成	御成
難聴	大船	手広
病弱・身体虚弱	大船	岩瀬
弱視	第一	第一

通級指導教室では、通常学級に在籍する、特別な支援が必要な児童生徒に対して、個々の教育的ニーズに応じた専門的な教育を一定時間行っています。

名称(種別)	設置校
ことばの教室(言語)	御成小・大船小・富士塚小・植木小
きこえの教室(難聴)	御成小・大船小
つどいの教室(情緒)	今泉小・深沢小
トライ・アングル(言語情緒)	大船中

就学援助・高等学校等就学援助金

問 学務課 TEL.61-3796

市立の小・中学校に就学している子どものいる家庭で、経済的な理由により、就学にお困りの人に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助します。なお、支給には所得制限があります。

〈 広告 〉

エデュブラン インターナショナルスクール
Edu Blanc International School

モンテッソーリ教育
フォニクス学習法
体験型テーマ学習

『アカデミックに夢中になれる』
～本格インターナショナルスクールを日本で！～

園児・小学生・中学生 ※2歳～

鎌倉市大船2-17-10カサハラビル大船302 TEL.0467-81-7745 <https://edublanc.com>

また、市内に居住し、高等学校等に在学している子どものいる家庭で、経済的な理由により、就学にお困りの人に対し、就学援助金を支給します。なお、支給には所得制限があります。

子どもの学習・生活支援事業

問 生活福祉課 TEL.61-3679

生活困窮世帯および生活保護世帯の小学生～おおむね20歳未満の人を対象として、鎌倉と大船の2カ所で行っています。

教育相談

問 児童生徒支援課相談室 TEL.24-3386
TEL.24-3495

子どもに関する悩み事や心配事に、専門の相談員が、面接・電話・訪問による相談に応じます。また、学校へ行きづらい子どもが通室できる教育支援教室「ひだまり」等もあります。その他、教育支援についての相談に応じます。

受付時間 月～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00

鎌倉市いじめ相談ダイヤル

問 TEL.24-5235

いじめの予防とその防止およびいじめ問題の早期発見・早期解消を図るため、児童生徒支援課相談室にいじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を設置しています。

対象受付時間 鎌倉市内在住・在学の児童生徒とその保護者

相談時間 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

その他 上記の時間以外では、神奈川県「24時間子どもSOSダイヤル」（TEL.0120-0-78310）で相談できます

放課後かまくらっ子

問 青少年課 TEL.61-3886

全ての児童が放課後の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な活動体験ができる事業として、アフタースクール（放課後子どもひろば）と学童保育（子どもの家）を一体的に実施するものです。鎌倉市の市立小学校ごとに実施しています。詳細はホームページを参照してください。利用に伴う相談は各施設へ。

放課後等デイサービス

問 障害福祉課 TEL.61-3975

障害のある児童を対象として、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進などを継続的に提供しています。

中高生の居場所 COCORU(ココル)かまくら

問 青少年課 TEL.61-3886

市内の中高生を対象に、自習、軽音、軽運動、悩んでいることの相談など思い思いに過ごすことができる居場所です。

利用日時 月～金曜日 16時～21時

※中学生は20時

土・日祝日 9時～17時

住所 鎌倉青少年会館（鎌倉市二階堂912-1）内

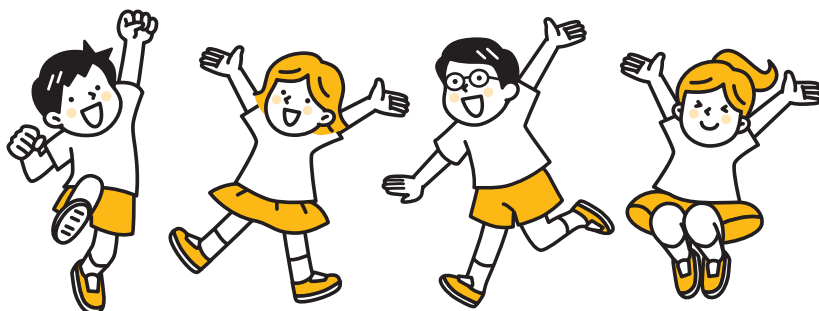
使用方法 市内在住・在学の中高生は予約せずに使用できます。2階の受付で受付表に記入してください。

フリースクール等利用児童 生徒支援補助金制度

問 青少年課 TEL.61-3886

鎌倉市内に在住する認定施設（フリースクール等）に通う児童生徒（小学生・中学生・高校生）の保護者に対し、利用料等の補助を実施しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。





介護保険

問 介護保険課 TEL.61-3947

介護が必要な高齢者を社会全体で支えることを目的とした社会保障制度です。40歳以上の人が入会して、保険料を納めます。

介護のサービスを利用するためには、申請をして介護が必要であることの認定（要介護認定）を受けることが必要です。

認定には、65歳以上の人は介護が必要となった事由による制限はありませんが、40～64歳の人は、要介護状態の原因となる国の定めた16の特定疾病（がん末期、関節リウマチ、脳血管疾患など）が高齢化に伴い生じたものであることが要件となります。

○ 保険料

65歳以上の人 (第1号被保険者)	40～64歳の人 (第2号被保険者)
市民税の課税状況や所得に応じて区分されます。	加入している医療保険ごとの算出方法により決定され、医療保険料に合算して徴収されます。

65歳以上の人の保険料は、原則、年金から徴収されますが、年金の額が年額18万円未満または年金の種類が老齢福祉年金のみの人は、年金からの徴収ではなく、郵送される納付書や口座振替で納めることになります。

また、災害を受けたときや、生活が困窮していて収入など（家族の収入も含みます）が一定の基準以下の人は、保険料の減免を受けられることがあります。

※40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険機関（健康保険組合など）にお問い合わせください

○ 介護サービスの利用を始めたとき

① 要介護・要支援認定の申請をするとき

65歳以上の人 (第1号被保険者)	40～64歳の人 (第2号被保険者)
所定の申請書に必要事項を記入し、介護保険被保険者証（ピンク色）を添えて、介護保険課の窓口へ申請。	国の定めた16疾病に該当する場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、マイナ保険証等の写しを添えて介護保険課の窓口へ申請。

※指定を受けた居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます

※認定期間が終了する前には、継続の申請が同様に必要です

② サービスを利用するとき

事前に介護支援専門員や地域包括支援センターに相談し、ケアプランを作成します。また、施設への入所を希望する場合は、直接施設へ申し込んでください。サービスを利用した際は前年の所得に応じ、1割から3割の自己負担が生じます。

〈 広告 〉



ESCORT

—— エスコート ——

高齢者住替え相談センター

老人ホーム・介護施設選びを
完全無料でお手伝いします。

高齢者住替え相談

終活サポート

身元保証

引越、不動産

完全予約制 【受付時間】 8:30 ～ 17:30（365日）



0120-957-239

藤沢市藤沢 484-1 藤沢アンバービル 4F
藤沢駅北口より徒歩 2 分



地域の関係機関と連携した「介護予防の拠点」として、高齢者ご本人やその家族から、高齢者の心身の状況や家庭環境などの相談を受け、各種保健福祉サービスに関する情報を提供します。

お住まいの地域により、担当する地域包括支援センターが異なります。各地域包括支援センターにお問い合わせください。

	センター名	連絡先	担当する住所
鎌倉	鎌倉市社会福祉協議会 御成町20-21	61-2600	十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺
	鎌倉さしろ 材木座1-8-6 ヴィラ・エスポアール103	40-4434	大町、材木座
	鎌倉静養館 由比ガ浜4-4-30	23-9110	由比ガ浜、笹目町、佐助、長谷、坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎
腰越	聖テレジア 腰越1-2-1	38-1581	腰越(一丁目から五丁目)、七里ガ浜東、津西、七里ガ浜
	聖テレジア第2 津602-184	38-6612	腰越(一丁目から五丁目を除く)、津、西鎌倉、手広、鎌倉山
深沢	みどりの園鎌倉 常盤165-8	62-0666	梶原(一丁目から五丁目を除く)、寺分(一丁目から三丁目を除く)、上町屋、常盤、笛田
	湘南鎌倉 山崎1202-1	41-4013	山崎、梶原(一丁目から五丁目)、寺分(一丁目から三丁目)
大船	さしろ 大船1273-1	42-7503	山ノ内、台(一丁目を除く)、小袋谷、大船(一丁目から六丁目を除く)、高野
	ふれあいの泉 今泉2-4-10	43-5977	大船(一丁目から六丁目)、岩瀬、今泉、今泉台
玉縄	ささりんどう鎌倉 城廻270-2	42-3702	台一丁目、岡本、玉縄、植木、城廻、関谷

〈 広告 〉

社会福祉法人 湘南愛心会
介護老人保健施設
かまくら

■長期入所・短期入所療養介護
※入居時金無し (介護予防短期入所療養介護)

■通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)

お気軽にご相談ください。

鎌倉市上町屋 750
「湘南町屋駅」より徒歩2分 「老健かまくら」バス停 下車すぐ

TEL.0467-42-1717
<http://www.s-aishinkai.jp/>

ごうファミリークリニック
鎌倉大船 GO FAMILY CLINIC KAMAKURA OFUNA
内科・循環器内科・心療内科

訪問診療を行っています
24時間365日対応

通院困難な方、かかりつけ医のいない方
訪問診療についてお気軽にご相談ください

在宅部 直 通 **TEL 0467-38-7620**
鎌倉市城廻 48-1

不用品回収
遺品整理・生前整理
整理時の買取対応

株式会社
ナイクル
☎0467-53-9294

〒248-0022 神奈川県鎌倉市常盤 946-5
一般廃棄物収集運搬許可 鎌倉市 51号
古物商許可 神奈川公安委員会 第452640001584号



75歳以上の人または65歳～75歳未満で一定の障害のある人（広域連合※に届け出をして、認定を受けた人）は、後期高齢者医療制度の対象です。医療機関などを受診する際は、後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証等を提出してください。

※県内すべての市町村が加入する特別地方公共団体で、市町村と連携しながら後期高齢者医療制度を運営するもの

○ 対象者

75歳以上の人

75歳になった誕生日から対象となります。

該当者には「後期高齢者医療資格確認書」を送付します。

65歳以上75歳未満の人

65歳以上75歳未満で一定程度の障がいのある人は、神奈川県後期高齢者医療広域連合への障害認定申請により認定を受けた日以降から対象となります。

➤ 障害がある高齢者

市内在住の65歳以上75歳未満の人で、次のいずれかに該当する人は、申請をすると後期高齢者医療制度に加入できます。

- ① 身体障害者手帳1～3級、4級のうち音声機能・言語機能の著しい障害、下肢障害の1号・3号または4号
- ② 障害基礎年金1・2級
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ④ 療育手帳A1・A2

○ 保険料

後期高齢者医療制度の被保険者一人ひとりが負担します。

少子化対策促進の取り組みとして活用される子ども・子育て支援金分と医療分、それぞれを被保険者個人単位で算定し、全員が均等に負担する均等割額、前年の所得に応じて負担する所得割額を合計し広域連合が決定します。

○ 自己負担限度額

後期高齢者医療制度では医療費の負担が重くなりすぎないように、1カ月に支払う自己負担額には、上限（自己負担限度額）が設けられています。これを超えた支払いは、高額療養費として払い戻されます。

○ 窓口での医療費負担が高額になる場合

保険証廃止に併せて、令和6年12月2日以降、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額認定証」が廃止されました。

事前に申請すると限度区分（任意記載事項）を記載した資格確認書を交付します。

限度区分が記載された資格確認書を医療機関等へ提示することで、医療費は自己負担上限額までの支払いになります。また、限度区分が低Ⅰ・Ⅱ（1割）の人は入院時の食事代も軽減されます。

なお、マイナ保険証をお使いの人は、医療機関の受け付け時に「情報提供」に同意することで、同様の支払いになるため、申請は不要です。

〈 広告 〉



**訪問看護ステーション
ウィズユー**

いつまでも住み慣れたご自宅で

●24時間緊急対応 ●訪問リハビリ

〒248-0023
鎌倉市極楽寺 4-11-11

☎0467-39-6901





**サービス付き高齢者向け賃貸住宅
アンコール葉山**

♪ 入居可能な方 60歳以上の自立・要支援・要介護の方
♪ バリアフリー ♪ 風呂有 ♪ 台所有（自炊可）
♪ 非常ブザー有 ♪ 安否確認有 ♪ 火曜歌の会

介護事業所・アンコール食堂併設

職員さんも大募集中!

葉山町長柄 264 長柄橋バス停近く

☎046-875-5917

施設と違い、外出自由

一人暮らしでも安心・安全




高齢者の在宅サポートサービス

生活支援 買い物各種代行 見守りサービス 外出などの付添い

ライフサポート **TENZYU**
てんじゅ

●●●介護保険適用外●●● (別途交通費800円)

60分3,500円～

介護保険で対応できないことや日常生活で不便に感じていること、お困りになられていることをサポートヘルパーがお手伝いします！

お問い合わせ・サービスのご相談

0800-800-5157

横須賀市浦上台2-16-6 ライトコート浦上台301

本郷台整形外科クリニック

Hongodai Orthopedics Clinic

診療時間表	月	火	水	木	金	土	日祝
09:00～12:30	●	●	●	●	●	▲	—
15:00～18:30	●	●	●	●	●	—	—

▲9:00～13:00 休診日:水・日・祝
※診療時間の10分前より受付を開始いたします

横浜市栄区飯島町1329-11
TEL 045-897-5151
クリニック前に16台Pあり
<https://hongodai-seikei.com>

いつでも頼りにしていただける存在でありたい

アベニールカルド ケアプランセンター

居宅介護支援事業所です

介護保険サービス・訪問調査・申請代行

その他 介護のこと何でもご相談ください

随時相談受付中

0467-50-0942

鎌倉市常盤 115-1
深沢ホワイトプラザ 2F

介護付有料老人ホーム(神奈川県指定 1472103165)

ファミリア鎌倉材木座

一人で悩まず、ご相談ください

- ・退院後、自宅で療養がむずかしい。
- ・独りで不安だわ。
- ・ご家族のお世話が難しくなってきた。

ファミリア鎌倉材木座は家族的な少人数の温かいホームです

入居一時金ナシ

〒248-0013 鎌倉市材木座5丁目4番地11 **TEL 0467-61-3939**

<https://www.familiar-kamakura.jp/>



介護・リハビリの事なら何でもご相談下さい

介護老人保健施設

鎌倉幸寿苑

入所・ショートステイ・通所リハビリテーション
居宅介護支援

鎌倉市関谷918

0467-42-5388

排尿に対するお悩み、お気軽にご相談ください。

みうら腎泌尿器クリニック
藤沢・大船院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00～12:30	●	●	/	●	●	●	/
14:30～18:30	●	●	/	●	●	/	/

受付は診療終了時間の10分前までとなります

大船小学校 大船駅 藤沢市 当院 藤沢市 大船駅 藤沢市 大船駅 藤沢市 大船駅

藤沢市柄沢554-5
藤沢駅から10分 大船駅から15分 〇 柄沢神社入口

駐車場あり

TEL 0466-28-2525

○ その他の医療給付など

種類	事由	給付の内容
高額療養費	対象の人が、個人または世帯の合計で自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合	高額療養費として払い戻されます。初回該当者には後日、広域連合から申請の案内と申請書を送付します。一度申請すると、以降は随時払い戻されます。
高額介護合算療養費	世帯単位で、後期高齢者医療制度、介護保険制度の負担の両方が発生し、その合計額が、後期・介護合算の基準額を超えた場合	超えた分を高額介護合算療養費として払い戻されます。
補装具および移送費など	- 緊急などやむを得ない事情によりマイナ保険証等を提示しないで診療を受けたとき - コルセットなどの治療用装具を作ったとき - 柔道整復師の施術を受けたとき - 医師の同意を得て、はり、灸、マッサージなどを受けたとき - 緊急により医師の指示で転院せざるを得ないときなどの移送費 - 輸血のための生血代 - 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき	かかった費用を一旦本人が支払い、申請すると後期高齢者医療制度の基準により費用の一部が払い戻されます。
葬祭費	葬祭費は、後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき	葬祭を行った人(喪主)に支給されます。支給額は5万円です。

※市民税非課税世帯の人は、入院時の窓口負担金と食事負担金の減額制度があります。マイナ保険証による受診や、申請により資格確認書に限度区分を記載することなどで適用されます。

予防接種

問 市民健康課 TEL.61-3979

各種予防接種を実施しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

- 高齢者インフルエンザ予防接種
- 新型コロナウイルス感染症予防接種
- 高齢者肺炎球菌感染症予防接種
- 带状疱疹予防接種

〈 広告 〉

医療法人社団ひだまりの船

まつまらファミリークリニック

診療科目
内科・小児科・外科・婦人科 / 訪問診療

外来診療	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00-12:00	○	○	○	○	○	○	—
15:00-17:00	○	○	●	—	○	▲	—

●水曜午後：15:00-18:00 / ▲土曜午後：14:00-16:00

《訪問診療》

鎌倉市全域・藤沢市
横浜市で行っております。
(当院より車で約20分圏内)

まずはお気軽にご相談ください！
鎌倉市大船1-23-31 浜田ビル3階
JR・湘南モノレール大船駅東口より徒歩3分

TEL:0467-45-3335



高齢者への支援

問 高齢者支援課 TEL.61-3930

○ 高齢者の入所施設

問 介護保険課 TEL.61-3950

高齢者の入所施設には、次の種類があります。

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	寝たきりや車椅子などの要介護状態で、かつ居宅での生活が困難な人に食事・入浴・排せつ支援などのサービスを提供する施設です。原則、介護保険の要介護3～5の認定を受けている人が利用できます。
認知症高齢者グループホーム	比較的安定した認知症の人が共同生活する住居で、食事、排せつ、入浴などの介護が受けられます。介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受け、かつ医師から認知症の診断を受けている人が利用できます。
軽費老人ホーム (※ケアハウス)	身の回りのことは、ある程度自立している60歳以上の人で、家庭事情などの理由で、居宅で生活することが困難な人を対象とした施設です。一定以下の年間所得の人が入居できます。
有料老人ホーム	入居者に、①食事の提供、②入浴・排せつまたは食事の介護、③洗濯・掃除などの家事または健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。介護サービスの提供も行える「介護付有料老人ホーム」、介護が必要になった場合に訪問介護などの外部の居宅介護サービスを利用して生活ができる「住宅型有料老人ホーム」があります。
養護老人ホーム (現在市内にはありません)	原則65歳以上で、経済的な理由および住宅事情、心身機能の減退などにより居宅での生活が困難ではあるものの、ある程度自立して日常生活を送ることができる人が対象で、市町村の措置で入所する施設です。

また、入所施設のほかに、一定期間のリハビリなどを行うための介護老人保健施設、長期間にわたり療養が必要な人を対象とした介護医療院(市内にはありません)があります。

※ケアハウスは軽費老人ホームと同様の施設です

○ 高齢者生活支援サポートセンター

問 TEL.48-1130

加齢に伴い、体力の衰えや気力の減退などから、掃除、洗濯、買い物などの日常的な家事や、趣味のための外出や散歩など、今まで普通に行ってきたことができ

にくくなった高齢者のうち、一定の要件に当てはまる人を対象に、所定の養成講座を受講した高齢者生活支援サポーターが定期的・継続的に支援を行っています。

申し込み、詳細については、高齢者生活支援サポートセンターまたは地域包括支援センターにお問い合わせください。

○ 認知症高齢者等見守りシール利用事業

認知症の方が行方不明になった際に、衣服等に貼られた「鎌倉市見守りシール」の二次元コードを発見者にスマートフォンで読み取ってもらうことで、迅速な保護につなげるものです。申請いただくと「鎌倉市見守りシール」(耐洗ラベル(アイロンで衣服等に貼るもの)20枚、蓄光シール(杖等の持ち物に貼るもの)10枚の合計30枚)を交付します。初回交付は無料です。なお、利用にあたっては徘徊高齢者SOSネットワークシステムへの登録が必須となります。

○ 配食サービスの助成

調理が困難かつ一定の所得に満たない65歳以上のみの世帯、または65歳以上で要介護4・5の認定を受けている人が、市指定の配食業者より配食サービスを利用する場合、助成を行います。

担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターへお申し出ください。

○ 紙おむつの支給

問 介護保険課 TEL.61-3950

在宅介護の住民税非課税世帯で、介護保険料を滞納していない要介護4・5の認定を受けている人、または要介護1～3の認定を受けていて、要介護認定における認定調査票から尿失禁があることが確認できる人に支給します。

〈 広告 〉



医療法人社団 協友会 介護老人保健施設
ハートケア横浜小雀

入所サービス・短期入所療養介護



お気軽にお問い合わせください

〒244-0004 横浜市戸塚区小雀町 2248-1
☎ 045-852-8611
<https://www.hc-kosuzume.jp>



 **上尾中央医科グループ**

○ 訪問理美容サービス助成券の交付

在宅で要介護4・5の認定を受けている人が、市が指定する事業者から訪問理美容サービスを利用する場合、助成券を交付します。

○ 運転免許証自主返納者等支援事業

高齢者ドライバーを対象に、運転免許証自主返納の促進による安全確保、自主返納または失効後の外出支援のため、市内のバスやタクシー利用に使える助成券(500円×4枚・2年間)を交付します。対象は①満65歳以上で返納した人(満65歳になる直前の更新期間中に返納した人も含む)②満65歳以上で失効した人。

いずれも、返納または失効してから半年後の月末営業日まで申請が必要です。

○ 高齢者見守り登録制度

概ね70歳以上で一人暮らし(日中独居含む)をしている市民の任意の登録制度です。地域での見守りなどに活用します。お住まいの地域の民生委員にお申し出ください。

○ 徘徊高齢者SOSネットワークシステム

行方不明になった徘徊高齢者の早期発見を目指した制度です。依頼があった関係機関は、通常の業務の範囲内で捜索に協力します。事前に名前や連絡先、身体の特徴等を登録しておくことで速やかな発見が可能です。登録は、家族からだけでなく担当のケアマネジャーからも申し込み可能です。申し込みは、地域包括支援センターまたは、高齢者支援課にお問い合わせください。

協力機関(鎌倉市) タクシー・バス・鉄道会社、一部のガソリンスタンド、一部の介護保険事業者等

○ 認知症高齢者等早期発見支援事業

65歳以上または、40～64歳の介護保険の認定者で市内に住所を有する認知症高齢者などの介護者に対して、専用端末を貸し出します。対象者が行方不明になった際に、GPS機能を利用して位置情報を調べられるものです。

なお、利用者の所得に応じて利用料が発生します。

○ 緊急通報装置の貸し出し

65歳以上または40歳～64歳で介護保険の認定がある市民のみで構成される世帯に、緊急通報装置を貸し出します。お住まいの地域の民生委員にお申し出ください。

なお、世帯の状況に応じて利用料が発生します。

○ 成年後見制度の利用支援

問 鎌倉市成年後見センター TEL.38-8003

鎌倉市成年後見センターでは、成年後見制度の利用方法や手続きの相談などに応じていますので、ご利用ください。

なお、成年後見制度の利用に関する費用の負担が困難な場合、要件を満たす人については、家庭裁判所の定める額の範囲内で一部の費用助成が受けられます。

○ 高齢者虐待防止についての相談

虐待に気づいた人は、地域包括支援センターや高齢者支援課へ通報をしてください。また、日ごろから介護負担や介護の悩みを感じている人は、一人で抱え込まず、地域包括支援センター、高齢者支援課にご相談ください。

〈 広告 〉



地域で支える安心な老後を目指して

NPO法人 湘南鎌倉 後見センターやすらぎ

やすらぎは
多彩な市民ボランティアが集まり、
多様な後見ニーズにお応えします。

後見相談を 随時お受けしています

☎ 0467-23-9515

●土日祝日を除く 10:00～16:00
●要電話予約

ホームページ → 

鎌倉市由比ヶ浜 2-4-39
☐ kohken_c_yasuragi@taupe.plala.or.jp

◆老後に不安を感じたら・・・

「後見委任契約」であなたを支えます。

- ご本人の暮らしや健康を見守ります。
- 日常的な金銭管理を代行します。
- 施設探しや入所手続きを支援します。
- 死後の事務処理を代行します。
- 遺骨は当法人の永代供養墓に納骨できます。

後見メニューは
ご希望に基づき話し合います。

◆認知症などのご親族の方・・・

「成年後見制度」で支援します。

- 法人後見の仕組みで継続的に支援します。

○ 健康づくり・介護予防

問 介護保険課 TEL.61-3977

高齢者の健康づくりや介護予防に関する講座を行っています。詳しくは市ホームページまたは介護保険課にお問い合わせください。

高齢者の生きがいのための福祉

問 高齢者支援課 TEL.61-3930

○ 高齢者のための施設

いずれも対象者は市内在住の60歳以上の人、開館時間は9:00～16:00、利用は無料です。

名称	名越やすらぎセンター	教養センター	腰越なごやかセンター	今泉さわやかセンター	玉縄すこやかセンター
所在地	材木座2-15-3	笛田2-17-1	津西1-7-7	今泉3-21-23	玉縄5-9-1
電話番号	25-1188	32-1221	31-0800	45-4611	47-1338
主な施設	大広間、娯楽室、集会室、多目的コーナー、浴室など	大広間、美術・文学教室、園芸・陶芸教室、浴室など	集会室、会議室・教養娯楽室、機能回復訓練スペース、浴室など	大広間、体育室、健康増進コーナー、健康広場、浴室など	大広間、図書コーナー、ゲートボールコート、浴室など
利用方法	個人利用は予約不要、団体利用は事前に予約が必要				
休館日	12月28日～1月4日				
交通	バス停「長勝寺」下車、徒歩8分	バス停「鎌倉山」下車、徒歩8分またはバス停「教養センター」下車、徒歩1分	バス停「白山橋」下車、徒歩3分	バス停「今泉不動」下車、すぐ	バス停「玉縄台」下車、徒歩1分
	市役所本庁舎から送迎バスあり (9:30,10:20,11:00,13:20,14:20)	送迎用ワゴン車はありません。	送迎用のワゴン車があります。詳細は、各センターへお問い合わせください。		

○ 老人クラブ

老人クラブは、高齢者が毎日を健康で心豊かに暮らすため、社会活動や趣味・レクリエーションなどの活動をする団体で、市内各地域に約50のクラブがあります。概ね60歳以上の人が入会できます。地域の単位老人クラブの連合団体として「みらいふる鎌倉」があります。

○ 高齢者入浴助成券の交付

65歳以上で公衆浴場を利用する人に、入浴助成券を交付しています。(利用者負担あり、要申請) 交付場所は高齢者支援課または支所です(4～5月は郵送交付)。窓口交付には本人確認ができるものが必要です。

○ デイ銭湯

市内に居住する65歳以上の人を対象です。市内4カ所の公衆浴場で入浴、軽体操などの生きがい・健康づくりを行います。利用料は1回300円で、送迎はありません。申し込みなどは各公衆浴場へ。

実施場所	所在地	曜日	時間	電話
清水湯	材木座1-10-24	火	9:30 ～ 12:00	22-4697
栗田湯	岩瀬1-5-23	木		46-4669
ひばり湯	大船1-13-7	金		46-5324
野田の湯	台3-11-21	月・金		43-0126

※毎月1回、合計12回(1年間)実施します

○ 高齢者のための福寿優待サービス事業

事業に協賛しているお店や施設などにおいて「福寿カード」「福寿手帳」を提示することで、割引などの優待の特典を受けることができる事業です。対象者は65歳以上の人。福寿カードと協賛しているお店や施設などの一覧表は、高齢者支援課窓口と各支所で配布しています。公的な本人確認書類をお持ちください。

○ 敬老祝品の贈呈

長寿のお祝いとして、9月に敬老祝品を贈ります。

○ 鎌倉市シルバー人材センター

問 TEL.50-0181

鎌倉市内居住で原則60歳以上の人に、知識や経験を生かした臨時的、短期的な就業紹介をして生きがいを高め、社会参加促進を行う公益法人です。

入会希望の人には、入会説明会にお越しいただいて会員登録をしていただきます。センターで紹介している仕事は、学校・駐車場・テニスコートなどの施設管理、植木の手入れ、除草作業、文化財発掘作業、家事援助サービスなどさまざまです。詳細については、お問い合わせください。



戸籍・住民登録

戸籍

問 市民課 TEL.61-3906 / 支所

戸籍は、個人の身分関係(出生・婚姻・死亡・親子関係など)を公簿上明らかにしておくもので、原則夫婦単位で一つの戸籍が作られます。この戸籍のあるところを本籍地といいます。

必要書類は個々の状況により異なる場合があります。手続きの前にご連絡ください。

○ 出生届・死亡届・婚姻届・離婚届・転籍届(鎌倉市に届出をする場合)

届出の種類	届出期間	届出人	届出場所	手続きに必要なもの	ご注意
出生届	生まれた日を含め14日以内	父または母	生まれた所、本籍地または届出人所在地のうち、いずれかの市区町村役場	①届書 ②母子健康手帳 ③その他の必要書類※	子どもの名前は、必ず常用漢字・人名漢字・平仮名・片仮名で書いてください。また、届書右半分に医師の証明を受けてください。
死亡届	死亡の事実を知った日を含め7日以内	親族または同居者	死亡した所、本籍地または届出人所在地のうち、いずれかの市区町村役場	①届書 ②その他の必要書類※	届書の右半分に医師の証明を受けてください。届出人が親族または同居者以外の場合は、お問い合わせください。
婚姻届	届けた日に効力が生ずる	結婚する2人	届出人のいずれかの本籍地または届出人所在地の市区町村役場	①届書 ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ③その他の必要書類※	結婚生活に入っても、婚姻届を提出しなければ法律上正式な夫婦とは認められません。なお、届書に証人(成年者)2人の署名が必要です。
協議離婚届	届けた日に効力が生ずる	夫および妻	届出人の本籍地または届出人所在地の市区町村役場	①届書 ②協議離婚の場合は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ③裁判離婚の場合は、調停調書、審判書、確定証明書など、裁判所から出る書類 ④その他の必要書類※	届書に証人(成年者)2人の署名が必要です。夫婦の間に未成年の子がいる場合は原則親権者についての記入が必要です。
裁判離婚届	調停裁判などの成立の日を含め10日以内	原則申し立てをした人			
転籍届	届けた日に効力が生ずる	戸籍の筆頭者およびその配偶者	現本籍地、新本籍地または届出人所在地の市区町村役場	①届書 ②その他の必要書類※	証人欄の記入は不要です。

※その他の必要書類について市ホームページで確認を。

〈 広告 〉



つながる相続へ

初回面談無料

湘南・鎌倉で、相続といえば
狭川 相続 税理士・行政書士事務所

鎌倉市長谷 2-18-12 ☎40-4695 さがわ相続

検索 <https://sagawa-tax.com> 江ノ電・長谷駅徒歩1分

～ご家族などが亡くなられた際の手続きをサポート～

「おくやみコーナー」

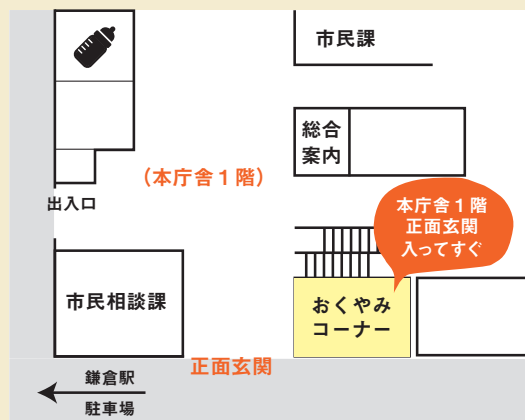
ご遺族が行う手続きの負担を軽減するため、「おくやみコーナー」を設置しています。

8:30～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

事前予約制。利用日の4日前(土日祝日・年末年始を除く)までに電話または、オンラインでの予約が必要です。

【予約番号】**61-3833**(予約受付時間:8:30～16:30)

【オンライン予約】



○ 家族が亡くなったときに必要な手続き

➤ 届出

死亡届を提出すると火葬や納骨に必要な火葬許可証が交付されます。死亡の事実を知った日から7日以内に死亡した所、本籍地または届出人所在地のうち、いずれかの市区町村役場に死亡届を提出してください。

※詳細は市ホームページで確認を

➤ 世帯主の変更

世帯主が亡くなった場合、14日以内に世帯主変更の届出が必要です。

○世帯に残る人が一人もしくはいない場合、届出は不要

➡市民課、または各支所へ

➤ 返却するもの

使用できなくなるため、各窓口にて返却してください。

返却するもの	返却先
印鑑登録証	市民課、各支所
介護保険被保険者証	介護保険課
受診証 自立支援医療受給者証 障害福祉サービス等受給者証 障害者手帳	障害福祉課



証明書の発行(戸籍・住民票の写しなど)

問 市民課 TEL.61-3901 / 支所・市民サービスコーナー

申請するには、本人確認書類が必要です。また、代理人による請求の場合、委任状が必要です。

○ 取扱証明書・手数料

証明書	市役所	支所	市民サービス コーナー	手数料
住民票の写し	○	○	○	1通300円
住民票記載事項証明書	○	○	○	1通300円
印鑑登録(再登録)	○	○	—	1件300円
印鑑登録証明書	○	○	○	1通300円
戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	○	○	○	1通450円
除籍全部・個人事項証明書(除籍謄本・抄本)	○	○	○	1通750円
改製原戸籍謄本・抄本	○	○	○	1通750円
戸籍の附票	○	○	○	1通300円
身分証明書	○	○	○	1通300円
戸籍届受理証明書	○	○	○	1通350円
戸籍届上質紙受理証明書	○	—	—	1通1,400円
戸籍届書の記載事項証明書 届書等情報内容証明書	○	○	—	1通350円
自動車臨時運行許可証	○	○	—	1車両750円
不在籍・不在住証明書	○	○	○	1通300円
独身証明書	○	○	○	1通300円
改葬証明書	○	○	—	無料
住居表示変更証明書	○	○	○	無料

※印鑑登録証明書の交付申請には、印鑑登録証の提示が必要です



○ 各種証明書の郵送請求

戸籍の証明書、住民票の写しなどを郵便で請求する場合は、申請書と一緒に手数料（郵便局にある無記名の定額小為替証書または現金書留をご利用ください）と返信用封筒（切手を貼付し、返信先を明記したもの※原則住民登録地以外へは返送できません）、請求者の返送先（住民登録地）記載の本人確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード（住所のある表面のみ）。パスポートは不可）の写しを同封してください（印鑑登録証明書の郵送請求はできません）。

申請書はホームページのものをご利用いただくか、お問い合わせください。

※郵送請求の取扱いは市民課のみとなります

○ 証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードの公的個人認証（利用者証明用電子証明書）を利用して、お近くのコンビニエンスストア（マルチコピー機が設置されている店舗）で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書（本市に本籍のある人）が取得できます。（※本籍が本市以外の場合、本籍地がコンビニ交付に対応している場合に限り、事前に利用登録することで戸籍証明書の取得が可能となります。詳しくは、本籍地にご確認ください）

印鑑の登録と証明

問 市民課 TEL.61-3901 / 支所

印鑑登録申請・印鑑登録廃止届出などは、本人の申請・届出が原則です。

本人が、病気その他やむを得ない理由により申請などができないときは、代理人の申請なども可能です。

○ 印鑑登録の手続き

印鑑登録の手続きには、本人申請と代理人申請の2つの場合があり、次の3つの方式（免許証方式、保証人方式、文書照会方式）があります。本市で最初に行う登録については、手数料は無料です。改印や印鑑および登録証紛失などによる再登録の場合は、1件につき、300円手数料がかかります。

1 本人申請の場合

① 免許証方式（印鑑登録証は、即日交付します）

② 保証人方式（印鑑登録証は、即日交付します）

2 代理人申請の場合

すべて文書照会方式です（印鑑登録証は、後日交付となります）。

○ 登録できない印鑑

他者が現在登録中の印鑑、印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの、流し込みまたは機械彫りで大量に生産されているもの、ゴム印、縁のないものまたは縁が破損しているものなどは登録できません。また、文字の組み合わせによっては登録できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

○ 印鑑登録証の交付

印鑑登録の手続きがすべて完了すると印鑑登録証が交付されます。この印鑑登録証は、印鑑登録証明書の交付を受けるときに必ずお持ちください。

住所変更の届出

問 市民課 TEL.61-3901 / 支所

市民の居住関係の証明、選挙権、国民健康保険や国民年金の加入状況など、日常生活に関係の深いことを記録したものが住民基本台帳です。

○ 住民異動届

住所などが変わった際に行う届出で、これによって住民票の記録が修正され、市民サービスの基盤となります。

〈 広告 〉



鎌倉はんこ
KAMAKURA
HANKO

鎌倉市御成町5-6
0467-37-9297

○ 転入届・転出届・転居届

転入・転出・転居の届出方法は次の表のとおりです。

届出の種類	届出期間	届出人	届出場所	手続きに必要なもの	届出があったときに次のことをお聞きします
転入届 (市内へ住所を移したとき)	移転してから14日以内	本人・世帯主または代理人 ※1	市民課・支所	①前住所の市区町村で発行した転出証明書※2 ②国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書（転入先の世帯主が変更になる場合で、既に国民健康保険に加入されている人の分） ③印鑑 ④届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ⑤マイナンバーカード（持っている人のみ）	①新住所とその世帯主 ②転入年月日 ③国民健康保険、国民年金の手続き（該当者）
転出届 (市外へ住所を移すとき)	おおむね移転する14日前から、移転してから14日以内まで			①印鑑登録証 ②国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 ③介護保険被保険者証など（①、②、③は関係のある人のみ） ④印鑑 ⑤届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ⑥マイナンバーカード（持っている人のみ）	①転出先の住所 ②転出（予定）年月日 ③転出する人
転居届 (市内で住所を移したとき)	移転してから14日以内			①国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 ②介護保険被保険者証など（①、②は関係のある人のみ） ③印鑑 ④届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ⑤マイナンバーカード（持っている人のみ）	①新住所 ②転居年月日 ③転居した人

※1 代理人による届出の場合は、委任状が必要です

※2 マイナンバーカードを用いた「転入届の特例」を受ける場合、転出証明書は不要です

※海外から転入する場合は、本籍地に氏名などの情報・海外に転出されていたことを確認するため、転入される人の本籍（地番まで詳細）・筆頭者を届出いただきます。転入前にお調べください。また入国日が分かる資料（パスポート、航空券のチケットなど）を転入者全員分お持ちください。なお、原則として土曜開庁日には受付できません

※外国人住民の人は上記の届出の際に、特別永住者証または在留カードをお持ちください

○ マイナポータルからの転出届の提出

マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインによる転出届を行うことができ、窓口への来庁が不要となります。

※オンラインによる転出届をされた方の転入届および転居届については窓口への来庁が必要ですが、異動届や一部申請書等の記入を省略することができます



マイナンバーカード

問 市民課 TEL.61-3901 / 支所

○ マイナンバーカード(個人番号カード)

個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付しての郵送申請や、スマートフォン、パソコンからのオンライン申請をすることで、後日、市役所・支所窓口で交付を受けることができます。また、カードはICチップ内蔵で、表面には顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、カードの有効期限などが書かれており、記載内容に変更が生じた場合は、市役所・支所窓口で変更手続きが必要になります。裏面には氏名、マイナンバーなどが記載されています。

何ができる？

マイナンバーが必要な各種手続きのときに、マイナンバーの確認と本人確認がこのカード1枚でできます。インターネット上で確定申告(e-tax)などを行う際に、本人であることを証明するために必要な電子証明書をICチップに搭載することができます。

手数料は？

無料。紛失などによる再交付などは、有料です。

有効期限は？

18歳以上の人は、発行日から10回目の誕生日まで。
18歳未満の人は、発行日から5回目の誕生日までです。

○ マイナンバーカード申請補助サービス

マイナンバーカードの申請をする人を対象に、専用端末を利用して、無料の写真撮影から申請までを職員がサポートします。

受付場所

市民課(本庁1階)および支所(12:00~13:00を除く)

必要な本人確認書類

運転免許証・パスポート・資格確認書・年金手帳など

○ マイナンバーカード(個人番号カード)の継続利用

マイナンバーカードを持っている人が、他の市区町村に転出する場合、手続きを行うことで継続してカードを利用することができます。継続利用を希望される人は、転入手続きの際に、暗証番号を確認のうえカードをお持ちください。

ただし、以下の場合は継続利用できませんのでご注意ください。

①転入をした日から転入届を出さないまま14日(※)を経過している。

②転出時に届け出た予定日より30日(※)を経過している。

③転入届出時にカードを提出できず、その日から90日(※)を経過している。

④継続利用手続き時にカードの有効期間を満了している。

※有効期限最終日が閉庁日の場合、翌開庁日であれば継続利用の手続きができます

○ 公的個人認証サービス

ご自宅や職場などのパソコンからインターネットなどを通じて安全・確実な行政手続きなどを行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能です。マイナンバーカードのICチップ部分には、マイナンバーカードの申請時に希望されると、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2つの公的個人認証が搭載されます。

署名用電子証明書は、インターネット上での確定申告(e-tax)など文書を伴う電子申請などに利用します。

利用者証明用電子証明書は、マイナポータルログインや、コンビニエンスストアでの証明書交付サービスを利用する際などに、本人であることの認証手段として利用します。

各電子証明は5回目の誕生日まで利用できます。また、署名用電子証明書は、氏名、住所、生年月日、性別に変更があると失効しますので、市民課または支所で手続きをしてください。

土・日曜日、祝日、時間外の利用案内

下表のとおり、土・日曜日、祝日と平日の17:00以降に住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付が受けられます(年末年始(12月29日～1月3日)は休業。その他、臨時休業する場合があります)。

○ 時間外の利用方法

	取扱内容	受け取り場所・時間		申請方法
日曜日・祝日 土曜日 (第2・4を除く)	○住民票の写しの交付 ○印鑑登録証明書の交付	○本庁舎警備員室	9:00～17:00	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8:30～17:00に市民課へ電話で予約をしてください。
	○戸籍全部・個人事項証明書などの交付 ○住民票の写しの交付 ○印鑑登録証明書の交付	○市民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※一部休業日あり	10:00～18:00	直接、窓口でお申し込みください。電話予約なしで、当日に証明交付できます。
毎月 第2・4土曜日	○戸籍全部・個人事項証明書などの交付 ○住民票の写しの交付 ○印鑑登録証明書の交付 ○印鑑登録の手続き ○住民異動の届出(転入・転出・転居など) ○戸籍の届出(出生・死亡・婚姻など) ※住民異動については、内容によって受け付けできない場合があります。	○本庁舎市民課 臨時に休業する場合がありますので、お問い合わせください	9:00～17:00 (12:00～13:00は証明発行のみ)	直接、市民課窓口でお申し込みください。電話予約なしで、当日に証明交付できます。
	○戸籍全部・個人事項証明書などの交付 ○住民票の写しの交付 ○印鑑登録証明書の交付	○市民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※一部休業日あり	10:00～18:00	直接、窓口でお申し込みください。電話予約なしで、当日に証明交付できます。
平日の 17:00以降	○住民票の写しの交付 ○印鑑登録証明書の交付	○本庁舎警備員室	17:00～20:00	当日の8:30～17:00に市民課へ電話で予約をしてください。
	○戸籍全部・個人事項証明書などの交付 ○住民票の写しの交付 ○印鑑登録証明書の交付	○市民サービスコーナー (大船ルミネウイング6階) ※一部休業日あり	17:00～20:30	18:00以降の受け取りは事前に市民サービスコーナーへ電話で予約をしてください。
毎日 (年末年始を除く)	○戸籍全部・個人事項証明書の交付 ○住民票の写しの交付 ○印鑑登録証明書の交付	○お近くのマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア ※店舗の営業日・営業時間によって異なります	住民票の写し、印鑑登録証明書 6:30～23:00 戸籍証明書 10:00～18:00	利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードをお持ちの人。

※印鑑登録証明書の受け取りには、印鑑登録証が必要です

※証明書などの受け取りには本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード)が必要です

※電話予約受付(祝日・年末年始を除く月～金曜日の8:30～17:00、市民サービスコーナーは10:00～18:00)

本庁舎市民課 TEL.61-3901

市民サービスコーナー TEL.48-3030

※戸籍全部、個人事項証明書の広域交付は利用できません

※市民サービスコーナーについては、年末年始(12月29日～1月3日)。ルミネウイング休業日は休業。その他、臨時に休業する場合がありますので、お問い合わせください



住民税

問 市民税課 TEL.61-3921

市民税・県民税を合わせて住民税（法人と区分するために個人住民税ともいいます。）と呼んでいます。その年の1月1日（賦課期日）現在、市内に住所を有している人に課税されます。

市民税・県民税には、広く一律に課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、また、併せて森林環境税（国税）が一律に課税されます。

なお、前年の所得が一定の金額以下などの場合には、住民税は非課税となります。

○ 納税方法

住民税の納税方法は、特別徴収（給与または公的年金等からの天引き）と普通徴収（市が発送した納税通知書をもとに自らが納付書によって金融機関などで支払う）があります。

固定資産税・都市計画税

問 資産税課 TEL.61-3931

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産（事業用の機械・器具など）を所有している人が、その資産価値に応じて納める税です。

都市計画税は、道路・下水道・公園の整備などの都市計画事業に要する費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に固定資産税と合わせて課税されます。

○ 納税通知書について

毎年4月に納税通知書を発送し、年4回に分けて納めていただきます。

① 売買や贈与などで所有者が変わった場合

固定資産税を納めていただく人は1年間（1期～4期）変わりません。所有者変更は、法務局（登記所）で登記をしてください。未登記の家屋の場合は資産税課にご連絡ください。

② 住所が変わった場合

納税通知書に添付されている住所等変更届を提出してください。市内での転居は届け出の必要はありません。国外へ転出する場合は、日本国内に居住する方を納税管理人に設定する手続きが必要となります。

③ 課税内容を知りたい場合

納税通知書に添付されている課税明細書をご利用ください。さらに詳しい内容を知りたい場合はお問い合わせください。

○ 土地について

問 TEL.61-3934

土地の評価額は、国から示された「固定資産評価基準」および「鎌倉市固定資産評価事務取扱要領」に基づき、その年の1月1日の現況地目別の計算方法で求めた評価単価に、登記簿の地積を乗じて算出します。そのうち宅地の評価額は、地価公示価格等の7割を目途とした額になっています。この評価額をもとに、住宅用地の特例措置や負担調整措置により課税標準額を求め、これに税率を乗じて税額を算出します。

○ 家屋について

問 TEL.61-3936 TEL.61-3937

① 新築・増築をした場合

新築・増築の登記や調査をもとに、市から所有者へ手紙で家屋調査の依頼をしています。家屋の仕上げや間取り、設備などを調査し、家屋の評価額を算出します。家屋評価は、国から示された「固定資産評価基準」に基づいて行います。要件を満たす新築住宅については、固定資産税に対して一定期間の減額措置があります。

② 家屋を取り壊した場合

登記されている家屋は法務局（登記所）で滅失登記をしてください。滅失登記に時間がかかる、または未登記家屋の場合は、資産税課にご連絡ください。1月1日を基準に翌年度から家屋の税金がかからなくなります。

③ 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修をした場合

一定の改修をすると、固定資産税が減額される制度があります。工事完了後3カ月以内に申告してください。

○ 償却資産について

償却資産とは、事業（収益事業とは限りません）用の資産で1年を超えて使用可能で、使用することによって毎年価値が減少する（減価償却する）資産のことです。工場内の機械や店舗のショーケースなど（土地・家屋・自動車などは除く）が該当します。

➤ 申告について

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産の状況を、1月31日までに、市内にお住まいであっても、その資産のある市町村に申告してください。申告方法などご不明な点は、お問い合わせください。

納税

問 納税課 TEL.61-3911

○ 主な市税の納期月

納期月	税目(期別)
4月	固定資産税・都市計画税(1期)
5月	軽自動車税(全期)
6月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収1期)
7月	固定資産税・都市計画税(2期)
8月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収2期)
10月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収3期)
12月	固定資産税・都市計画税(3期)
1月	市民税・県民税・森林環境税(普通徴収4期)
2月	固定資産税・都市計画税(4期)

○ 納付方法

市税の納付は、市内に店舗がある銀行・信用金庫（かながわ信用金庫は市内に店舗がありませんが、取り扱いができます）・農業協同組合・労働金庫の本支店（一部の金融機関を除く）、郵便局（ゆうちょ銀行・郵便局は、関東1都6県と山梨県に限ります）、市役所本庁舎で取り扱います。

なお、市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、上記以外の全国の金融機関等、コンビニエンスストア、各種キャッシュレス決済でも納付することができます。

市税の証明書

問 納税課 TEL.61-3911／支所

市税に関する証明書は、納税課と支所で交付しています。

証明書が必要な方は運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちのうえ、申請してください。なお、代理人が申請する場合は、委任状など代理人であることを確認できるものと、運転免許証やマイナンバーカードなど代理人の本人確認ができるものをお持ちください。ただし、鎌倉市在住で住民票上同一世帯の親族の方から依頼を受けて代理で申請する場合は、委任状を省略することができます。

- 軽自動車の継続検査のため、軽自動車税の納税証明書を申請する場合は、車検証（写し可）をお持ちください
- 郵便での申請もできます。また、課税（所得）、非課税証明書は、マイナンバーカードを用いてスマートフォンなどから電子での申請もできます（代理申請不可）。詳細は市ホームページなどでご確認ください。

軽自動車税

問 市民税課 TEL.61-3921

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者（4月1日現在、登録のある人）に課税されます。

○ 原付等の標識の交付および廃車の届け出

原動機付自転車・小型特殊自動車を取得したり、転入したときや他の人に譲渡したり廃棄したときは、市民税課または支所へ届け出てください。

盗難にあったときは警察へ盗難届を出し、市民税課または支所へ廃車の届け出をしてください。

※最新の納付場所や納付方法等の詳細については、市ホームページなどでご確認ください



○ 便利な口座振替をご利用ください

口座振替にすると、指定した金融機関の預貯金口座から自動的に納税できるため、支払いの手続きが簡略化できます。申し込み方法の詳細は市ホームページなどでご確認ください。

1 市内の金融機関で申し込み

- ☒ 納税通知書 ☒ 通帳 ☒ 届出印
- ※市外の金融機関窓口での申し込みは別途相談してください

2 市役所納税課・支所で申し込み

- ☒ 納税通知書 ☒ 本人確認書類
- ☒ キャッシュカード（本人名義のみ。一部利用不可なカードがあります）

3 Web（スマートフォンやタブレット）で申し込み（一部金融機関に限ります）

- ☒ コンビニ用バーコードが印字された納付書
- ☒ 専用アプリダウンロード
- ☒ 銀行口座がわかるもの（キャッシュカード/通帳等）

持ち物

○ 市税に関する主な証明書等

証明の種類		主な使用目的・内容	手数料	申請窓口	
課税(所得)証明	市民税・県民税・森林環境税	資金の借入、奨学金、年金申請、児童手当など	1件 300円	納税課、 各支所	
土地評価証明 家屋評価証明	固定資産税・都市計画税	登記など評価額、税額の証明	2筆ごと、2棟ごとに、 300円※1 ※2		
納税証明	市民税・県民税・森林環境税	資金の借入など納税額の証明	1件 300円		
	固定資産税・都市計画税				
	軽自動車税	一般用	名義変更		1件 300円
		車検用	継続検査用		無料
	法人市民税	資金の借入など納税額の証明	1件 300円		
無資産証明		農家分家住宅の申請など土地・家屋を所有していないことの証明	1件 300円	納税課 (各支所で は取り扱っ ていません)	
法人市民税課税台帳登録事項証明(所在証明)		軽自動車の登録など所在の証明	1件 300円		
住宅用家屋証明		登録免許税の軽減	1件 1,300円		
公図の閲覧		調査	1件 300円		
名寄帳の閲覧		固定資産税の課税内容の確認	1件 300円※2		
償却資産課税台帳の閲覧		償却資産の課税内容の確認	1件 300円		

※1 土地評価証明と家屋評価証明は個別に交付します

※2 納税通知書(所有形態)を交付の単位とします(同一人でも単独所有分と共有分は個別に交付します)

その他の税

○ 自動車税

問 横須賀県税事務所 TEL.046-823-0210

自動車税は、4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。自動車の種類・用途・総排気量・最大積載量などによって、年税額が決まっています。

交通 京浜急行線「横須賀中央駅」から徒歩10分
京浜急行バス「米ヶ浜」「安浦一丁目」から徒歩5分

○ 不動産取得税

問 横須賀県税事務所 TEL.046-823-0210

不動産取得税は、土地や家屋を、売買・贈与・交換・建築などにより取得した人に課税されます。課税額は取得した土地や家屋の課税標準額の3%(店舗、事務所等の住宅以外の家屋については4%)です。なお、一定の住宅や住宅用土地については軽減措置があります。

交通 京浜急行線「横須賀中央駅」から徒歩10分
京浜急行バス「米ヶ浜」「安浦一丁目」から徒歩5分

○ 所得税など

問 鎌倉税務署 TEL.22-5591

所得税や相続税などの国税を取り扱っています。

国税に関する相談は、国税局または税務署にお問合せください。

◎ 国税相談専用ダイヤル TEL.0570-00-5901 (全国一律料金)

土日祝日を除く、8:30~17:00まで

電話による国税に関するご質問やご相談は、国税局電話相談センターにおつなぎします。

上記の番号が混雑して繋がらない場合は、税務署に電話して音声案内「1」番を選択してください。

面接相談の事前予約など、税務署にご用の方は、税務署に電話して、音声案内「2」番を選択してください。

国税のご質問は、国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」が便利です。詳しくは国税庁ホームページを。

交通 鎌倉駅西口から徒歩10分

国民健康保険

問 保険年金課 TEL.61-3607

国民健康保険(国保)は、自営業の人や、職場に健康保険制度のない人などを対象に医療保障する制度で、ほかの健康保険に加入していない人は必ず加入しなければなりません。病気やけがなどで、マイナ保険証・資格確認書等を使用して受診した際には、医療費の一部を負担するだけで、医療が受けられます。

○ 国民健康保険の加入と脱退

次のようなときには、必ず14日以内に手続きを

マイナンバーカードまたはマイナンバーがわかる書類と運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

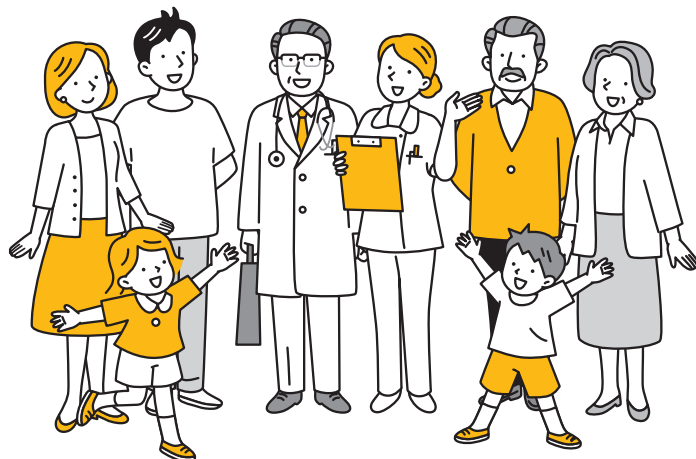
こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入したとき	前住所地の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	離職票、退職証明書、健康保険の資格喪失証明書のいずれか1点
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	届出人の本人確認書類
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード

国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村へ転出するとき	マイナ保険証、資格確認書等
職場の健康保険に入ったとき	国保のマイナ保険証、資格確認書等と職場の健康保険の加入日が確認できる証明書
職場の健康保険の被扶養者になったとき	マイナ保険証、資格確認書等
国保の被保険者が死亡したとき	マイナ保険証、資格確認書等
生活保護を受けることになったとき(届け出が不要な場合があります)	マイナ保険証、資格確認書等、保護開始決定通知書
外国籍の人がやめるとき	在留カード、マイナ保険証、資格確認書等
市内で住所が変わったとき	マイナ保険証、資格確認書等
世帯主や氏名が変わったとき	マイナ保険証、資格確認書等
世帯が分かれたり、一緒になったとき	マイナ保険証、資格確認書等、在学証明書
修学のためほかの市区町村に住むとき	マイナ保険証、資格確認書等、在学証明書
資格確認書等をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	届出人の本人確認書類

その他

- 資格確認書等は、原則郵送しますが、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カードなどで本人確認ができた場合は、その場でお渡しします
 - 外国籍の人が国保に加入される場合は、パスポートの提示が必要になる場合があります
- ※脱退の手続きに市役所または支所にお越しできない場合は、郵送または電子申請による手続きができます



○ 国民健康保険の保険料

国民健康保険は、加入者の保険料を世帯単位で計算し、その納付義務は、世帯主が負うこととなっています。

国民健康保険料は、医療費に充てる医療給付費分、後期高齢者医療制度を支える後期支援金分、介護保険制度を支える介護納付金分、子ども・子育て支援金分が合算された額になります。医療給付費分と後期支援金分と介護納付金分および子ども・子育て支援金分は、それぞれ、前年の総所得金額等に料率をかけて計算する所得割額、加入者数に応じて計算する均等割額、その世帯が加入していることに応じて計算する平等割額(子ども・子育て支援金分は除く)で構成されています。なお、医療給付費分と後期支援金分は加入者全員が、介護納付金分は40歳から64歳の加入者が、子ども・子育て支援金分は加入者全員(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもの均等割額は10割軽減)が、計算の対象となります。

国民健康保険料の料率と額は毎年6月に決まり、国民健康保険の資格を取得した月の分から納めていただきます。

○ 自己負担割合

就学前の被保険者☆	2割
70歳未満の被保険者(☆を除く)	3割
70歳以上の被保険者	2割
	現役並み所得者は3割 ※

- ※ 同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上ある70～74歳の被保険者がいる世帯は3割
ただし、70～74歳の「基礎控除後の総所得金額等」の合計金額が210万円以下の場合、2割となります
また、以下の条件を満たす世帯も、窓口負担は2割となります
- 70～74歳の被保険者が1人の世帯…収入合計383万円未満
 - 70～74歳の被保険者が2人以上いる世帯…収入合計520万円未満
 - 70～74歳の被保険者が1人と国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯…収入合計520万円未満

○ 療養費

次のような場合は、一旦全額自己負担した後に申請してください。審査の結果、認められれば自己負担分を除いた額が「療養費」として払い戻されます。

- 1 やむを得ない事情により、マイナ保険証、資格確認書等を提示しないで診療を受けたとき
 - 2 コルセットなど医師が必要と認めた治療用の装具を作ったとき
 - 3 医師の同意のもとで受けた、はり、灸(きゅう)、マッサージなど
 - 4 柔道整復師の施術を受けたとき
 - 5 海外で治療を受けたとき※
- ※ 治療が目的で渡航した場合は、支給されません

○ 高額療養費

国民健康保険の被保険者が、同じ月にかかった治療費などの一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、超えた部分を高額療養費として市が負担します。

- 高額療養費で償還額が発生した場合は、該当された世帯に市から申請書をお送りしています。一度ご申請いただくと、それ以降の高額療養費は原則として自動振り込みとなります
- 対象となる一部負担金は、70歳未満の人は、一つの医療機関(医科と歯科、入院と外来は別計算)において、同じ月の負担金がそれぞれ21,000円以上のものを合算します。また、70～74歳の人は、同じ月のすべての負担金を合算します。なお、この一部負担金は保険診療分に限られます



75歳到達月(誕生月)の自己負担限度額の特例

月の途中で75歳の誕生日を迎え、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した人および他の健康保険から後期高齢者医療保険に移行したことにより、国民健康保険に加入した扶養家族の人は、その月のみ自己負担限度額を本来の額の1/2としています。

① 入院や高額な通院をする場合、70歳未満のA～Eの人または、3割の高齢受給者証を持っている70～74歳の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は「**限度額適用認定証**」、70歳未満のオの人または70～74歳の低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の提示により、医療機関への支払いが**自己負担限度額までとなります**。この認定証が必要な人は申請してください。

※70歳未満の人は、保険料の滞納がないことが要件となります

② 厚生労働大臣が指定している長期特定疾病(血友病・人工透析を必要とする慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)については「**特定疾病療養受療証**」の提示により、自己負担限度額が1万円(人工透析を要する70歳未満の所得600万円超えの上位所得者は2万円)となります。この受療証が必要な人は申請してください。

※詳細は市ホームページをご覧ください

○ 入院時食事代の減額

国民健康保険加入者で市民税が非課税の世帯の人は、食事療養費標準負担額が減額されます。

○ 高額介護合算療養費の支給

国民健康保険に加入している人で、国民健康保険・介護保険の両保険から給付を受け、さらに合算した自己負担の金額が国保・介護合算の自己負担限度額を超えた場合には、超えた分を高額介護合算療養費として支給します。対象の人には、申請の勧奨を行っています。

○対象となるのは、1年間(毎年8月～翌年7月末)に支払った国民健康保険・介護保険の自己負担額です。なお、この自己負担額は保険診療分に限られます

○ 移送費の支給

医師の指示により、緊急やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったときで、必要と認められた場合には移送費が支給されます。

○ 交通事故などによる傷病

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合、第三者行為による傷病に該当することがあります。その場合、届出をしていただくことにより国民健康保険を使うことができます。保険年金課国民健康保険担当に必ずご連絡

ください。届出に必要な書類をお送りします。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険が使えなくなる場合もあります。示談の前に必ず保険年金課国民健康保険担当へご連絡ください。

○ 出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している人が出産したときに支給されます(妊娠85日以上であれば、死産・流産も対象)。

支給額 50万円

支給方法 原則として世帯主の同意を得たうえで、市が医療機関等に直接支払います。出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、差額を世帯主に支給します。

○ 葬祭費の支給

国民健康保険に加入している人が死亡したときに葬祭を行った者に支給されます。支給額は5万円です。

○ 特定健康診査・特定保健指導

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)を行います(メタボリックシンドロームの予防と改善)。

40～74歳で国民健康保険に加入している人を対象に、個別に受診券を発送しますので、市内の実施医療機関で受診してください。この健診結果によって、医師、保健師、管理栄養士などが生活習慣の改善に取り組むための指導(特定保健指導)をします。

○ 人間ドック費用助成

40～74歳で、国民健康保険に加入している人が、医療機関にて人間ドックを受診した場合、申請により一定額の助成を市から受けることができます。

国民年金

問 保険年金課 TEL.61-3963

公的年金制度の土台として、すべての国民共通の基礎年金を支給する制度で、国が運営し、社会全体で支え合う仕組みで成り立っています。老後の生活だけでなく、万一の病気や事故で一定の障害の状態になったときや、配偶者が亡くなったときなどに、強い味方になってくれます。

自営業・自由業の人、会社員・公務員やその配偶者、学生などで、20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入することになります。外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人、日本に住所のある60歳以上65歳未満の人も希望により加入(任意加入)することができます。

○ 国民年金の加入者

① 強制加入の人

- ① 第1号被保険者＝日本に住所のある20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者、第3号被保険者以外の人
- ② 第2号被保険者＝厚生年金の加入者で原則70歳未満の人
- ③ 第3号被保険者＝第2号被保険者の被扶養配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の人

② 任意加入できる人

- ① 外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ② 日本に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ③ 65歳に達しても年金受給権が確保できない70歳未満の人が70歳になるまでの間で老齢基礎年金の受給資格を満たすまでの期間。ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限ります。

○ 国民年金に加入するとき

退職して厚生年金を脱退したときや、第3号被保険者が配偶者の社会保険の扶養から外れたとき(配偶者が65歳になったとき、離婚したときも含む)は、国民年金に加入する必要があります。

○ 保険料

保険料を納める必要がある人は第1号被保険者および任意加入者です。第2号被保険者、第3号被保険者は、厚生年金から国民年金に拠出する拠出金で基礎年金の費用が負担されますので、個別に国民年金の保険料を納める必要はありません。

保険料の納付方法は、納付書(銀行などの窓口、電子納付、スマートフォン決済アプリ)による支払い、口座振替、クレジットカード払いがあります。

また、2年分・1年分・6カ月分の保険料を一括前納すると割引になる前納制度もあります。

口座振替・クレジットカード納付の2年前納は「2年前納」と「2年前納(4月開始)」のいずれかを選択できます。

○ 保険料の免除

所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難なときは、保険料の全額、3/4、半額、または1/4の納付を免除する制度や、50歳未満の人を対象にした納付猶予制度、学生には保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があるほか、出産前後の保険料が免除される産前産後期間の免除制度があります。

また、生活保護を受けているとき、障害(基礎)年金を受けているときは、保険料の納付が免除されます(法定免除)。

いずれの場合も申請が必要です(所得により承認されない場合もあります)。

※詳しくはお問い合わせください

○ 年金を請求するとき

国民年金から受けられる年金の種類は、「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」などで、厚生年金加入者は基礎年金に上乗せして、報酬比例の年金(厚生年金)が受けられます。

請求する年金の種類によって、届け出先や必要なものが異なります。

○ 特別障害給付金

国民年金の任意加入対象期間に、加入をしていなかったことにより障害基礎年金等を受けられなかった障害者を対象とした制度です。

① 対象者

- ① 平成3(1991)年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61(1986)年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金(厚生年金、共済組合等)加入者の配偶者

※①②のいずれかに該当する人で、任意加入をしていなかったときに初診日のある負傷や疾病が原因で、障害基礎年金1級または2級相当の障害の状態にある人(請求は65歳の誕生日の前々日まで)。ただし、障害を支給事由とする年金を受けている人は対象になりません

○ 国民年金基金

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せするために、第1号被保険者、任意加入被保険者が任意で加入する公的な個人年金制度です。詳しくは、全国国民年金基金首都圏支部(TEL.0120-65-4192)へお問い合わせください。



障害のある人の福祉

問 障害福祉課 TEL.61-3974

障害者手帳

○ 身体障害者手帳の交付

事故や病気などにより、肢体不自由や、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害のある人に対して手帳を交付し、自立と社会参加を促進します。

○ 療育手帳の交付

知的障害のある人の一貫した相談・支援を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするために療育手帳を交付し、福祉の向上を図ります。手帳の交付を受けるには、総合療育相談センター（更生相談所）または児童相談所の判定が必要となりますので、障害福祉課にご相談ください。

※18歳以上で新規に交付を希望される場合は、事前に障害福祉課で面談をします。また、本人の出生から現在までの様子が分かるもの（母子健康手帳、成績表など）も必要です

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付および更新

一定の精神障害の状態にあると認定された人に手帳を交付し、その自立と社会復帰や社会参加の促進を図ります。

助成・手当など

○ 障害福祉サービスの給付

居宅介護、就労支援、放課後等デイサービス、移動支援などのサービスの支給を受けようとする障害のある人などが市に申請し、支給要否の決定を受けて、指定の事業者と利用の契約を結び、サービスの提供を受けるものです。サービスの利用にあたっては、事前の面談などの手続きが必要です。障害福祉課にご相談ください。

○ 日常生活用具の給付

日常生活の利便性を図るためにベッド・便器・ストーマ装具などの日常生活用具を給付します。排泄管理支援用具、埋込型人工喉頭用人工鼻、点字図書以外は所得に応じた自己負担金があります。障害の内容・等級などにより対象となる日常生活用具に違いがあります。ただし、給付には一定の条件があります。

○ 補装具費の支給

身体の機能を補い日常生活を容易にするため、補聴器・義肢・車椅子などの補装具の購入・修理の費用を支給します。障害の内容・等級などにより対象となる補装具に違いがあります。ただし、所得制限があります。

○ 自立支援医療（更生医療）

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人が、必要な医療を受けることによって、日常生活能力や職業能力が回復できると総合療育相談センター（更生相談所）が認めたとき、必要な医療費の一部を支給します。



○ 自立支援医療(育成医療)

身体障害を除去、軽減する手術などにより、生活能力を得るために必要な医療費の一部を支給します。保護者の所得により自己負担があり、対象者は次に該当する人です。

- 1 18歳未満の人
- 2 肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡機能障害、音声言語機能障害、内部障害(心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫など)のいずれかの障害がある人

○ 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要のある病状の人に、通院のための医療費の一部を支給します。

○ 障害者医療費助成

市内在住(住所地特例を含む)で、次の条件に該当する人へ医療費を助成します。ただし、所得制限があります。

条件

健康保険の加入者で次の①～⑥のいずれかの障害の状態に該当する人。なお、平成25(2013)年10月1日以降に65歳以上で新たに障害者に認定された人は助成の対象外となります。

- ①身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者等級表で1級から3級までの人
- ②同じく、4級のうち音声機能・言語機能の障害
- ③同じく、4級のうち下肢障害の1号・3号または4号の人
- ④療育手帳A1、A2またはB1の人
- ⑤障害年金1・2級の人
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

※所得制限…障害の種類や等級によって所得制限の範囲が異なります(詳しくはお問い合わせください)

○ 訪問入浴サービス

自宅や施設で入浴することが難しい65歳未満の重度障害のある人に、訪問入浴を行います。浴槽を家の中に持ち込んで家庭の人と協力しながら、入浴と洗髪のお手伝いをします。利用には、所得に応じて費用の一部を負担していただく場合もあります。

○ 重度障害者住宅設備改造工事費の助成

障害のある人やその保護者が、住宅設備を障害に合うように改造する場合、その工事に要する費用の一部を助成します。

対象は1・2級の身体障害者手帳を持っている人、知能指数35以下と判定された人、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数50以下と判定された人です。

助成金が受けられる対象工事は、玄関・台所・浴室・トイレなどで、助成額は所得に応じて異なります。

○ 施設などへの通所交通費の支給

在宅の障害のある人が、障害者施設などに訓練や作業のため通所する場合、交通費を支給します。

※支給要件があるため、あらかじめご相談ください

○ 障害者福祉タクシー利用券などの助成

障害者福祉タクシー利用券、福祉有償運送利用券、自動車燃料費助成券のいずれかを、助成します。助成対象は、市内在住で次の条件に該当する人です。ただし、所得制限があります。

- 1 身体障害者手帳1・2級を持つ人
- 2 療育手帳A1・A2を交付されているか知能指数35以下の人
- 3 身体障害者手帳3級を持ち、かつ知能指数50以下の人
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人

○ 特別障害者手当

日常生活において、常時、特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に支給します。ただし、特定の施設に入所している人、継続して3カ月以上入院している人および所得が一定基準を超える人には支給されません。

※支給要件があるため、あらかじめご相談ください

○ 障害児福祉手当

常時、介護を必要とする在宅で20歳未満の重度障害児に支給します。ただし、特定の施設に入所している人および扶養義務者の前年の所得が一定基準を超える人には支給されません。

※支給要件があるため、あらかじめご相談ください

○ 神奈川県在宅重度障害者等手当

毎年8月1日現在で県内に6カ月以上居住している、在宅で常時介護を必要とする重度重複の障害者などに支給します。ただし、65歳以上で手帳を新規に取得した人、継続して3カ月以上特定の施設や医療機関に入所入院をしている人および所得が一定基準を超える人には支給されません。

○ 鎌倉市障害者福祉手当

在宅で心身に障害がある人に手当を支給します。ただし、所得制限があります。支給対象は65歳未満のときから次のいずれかに該当する人です。

- 1 身体障害者手帳の等級が1級・2級・3級の人
- 2 知能指数50以下の人
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の人
支給額は月額2,000円です。

○ 心身障害者の扶養共済制度

将来、独立して自活することが困難な障害者(身体障害1～3級、知的障害、身体・精神に左記と同程度と認められる永続的な障害)を持つ保護者(65歳未満)が一定の掛け金を支払い、保護者が死亡もしくは重度障害者となった場合、その障害者に一生を通じて年金が支給されます。

支給額＝月額2万円(1口加入)、月額4万円(2口加入)
掛け金＝保護者の年齢に応じた額(加入数2口まで)

○ 手話通訳者および要約筆記者の派遣

聴覚障害のある人が医療・教育・就職・生活などの場面でコミュニケーションを円滑に行えるよう手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

派遣を希望する場合は、通訳または要約筆記を必要とする日の7日前までに申し込んでください。

○ 障害者向け図書等の貸し出し

中央図書館(TEL.25-2611)では、読書を楽しんでいただくため、視覚障害のある人にテープ図書、デイジー図書、点字図書や音楽などのCDを郵送で貸し出しています。また、重度の障害により図書館に来館できない人にも、図書などを郵送しています。

○ 障害者職業能力開発校

身体障害・知的障害および精神障害のある人が職業訓練を受け、社会参画・経済的自立を可能にするための開発校があります。修得期間は6カ月～2年間です。授業料は無料。身体障害のある人には寮もありますが、食費や寝具、日用品などについては本人負担となります。

◎神奈川障害者職業能力開発校 相模原市南区桜台13-1
TEL.042-744-1243 FAX.042-740-1497

○ かまくら障害者支援アプリ

登録者一人一人に合わせた情報をスピーディーに提供するスマートフォンアプリとウェブサイトを運営しています。

<アプリでできること>

- ◎市からのお知らせ配信
- ◎手当・サービスなどの情報取得
- ◎「福祉の手引き」のデジタル版
- ◎施設情報の検索
- ◎バリアフリーマップ



詳細はこちらから

相談

○ 相談

障害のある人の生活に関することや、医療・補装具・施設利用・就業・将来の問題などについて相談をお受けします。

○ 障害者虐待や障害者差別の通報・相談

障害者虐待や障害者差別に関する通報や相談をお受けします。家庭、施設、雇用先などで、心配事がある場合には、障害者虐待防止センター(障害福祉課)までご連絡ください。

○ 相談支援事業者による相談

市が委託した相談支援事業者による、電話、面談、訪問での必要な情報の提供および助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行っています。

相談支援事業所

事業所名	電話番号	住所
地域生活サポートセンター とらいむ	61-3205	由比ガ浜2-2-40 KFビル4F
地域活動支援センター キャロットサポートセンター	25-3939	小町1-3-5 東昭ビル3F
ラファエル会 鎌倉地域支援室	55-8878	小袋谷1-4-20 ピオニー鎌倉1F

○ 障害者の就労や雇用についての相談

障害のある人の自立、社会参加に向け、本人の「働きたい」「働き続けたい」、企業の「雇用したい」「雇用し続けたい」をサポートします。

◎鎌倉市障害者二千人雇用センター
鎌倉市福祉センター1階(鎌倉市御成町20-21)

TEL.53-9203 FAX.53-9204

受付時間 9:30～17:00

○ 手話通訳者の設置

聴覚障害のある人が市の窓口で各種手続き、相談などを行う際に意思疎通が円滑に行われるよう手話通訳者を設置しています。設置時間は8:30～17:00です。



生活保護・生活困窮

○ 生活保護

問 生活福祉課 TEL.61-3972

生活を支えていた人が、病気や事故その他さまざまな理由により収入がなくなり、毎日の生活を維持していくことが困難になった場合に、最低限度の生活を保障する生活保護を受けることができます。

○ 生活困窮者への自立支援

問 生活福祉課 TEL.61-3679

生活に困窮している人に、さまざまな制度や地域の連携先を活用しながら生活の安定や自立を目指した支援を行います。

○ ひきこもりに悩んでいる

問 生活福祉課 TEL.61-2319

ひきこもりの状態にある人やその家庭、周囲の人からの相談に応じます。

生活福祉

○ 民生委員・児童委員

問 福祉政策課 TEL.61-3958

福祉や子育てのお悩みについて、地域の身近な相談役です。お近くの民生委員がご不明な場合は、ご連絡ください。

○ 市民葬儀

問 生活福祉課 TEL.61-3679

神奈川県葬祭業協同組合鎌倉支部加盟の2社の協力を得て、葬祭費の負担の軽減を行います。

鎌倉市社会福祉協議会について

問 TEL.23-1075

社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織で、社会福祉法に定められ、全国、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されています。

年齢、性別、障害の有無など問わず「みんなつながる、支え合い、助け合うまち かまくら」を目指し、地区社協との連携協働事業、ボランティア活動の推進、食糧支援、車椅子の貸出しなど、各種援助活動のほか、さまざまな地域福祉のための活動を展開しています。

○ 日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立した日常生活が送れるように、利用者との契約に基づき金銭管理、預貯金通帳や各種証書などの重要書類の保管のほか、福祉サービスなどの利用の支援を行います。

○ 生活福祉資金

お金にお困りの世帯などに対し、相談に応じるとともに自立に必要な資金の貸し付けを行っています。

貸し付けには一定の条件があります。返済計画も含め事前に十分なご相談をさせていただきますので、あらかじめご連絡をお願いいたします。

○ 就労準備支援事業

社会との関わりに不安がある、他の人とコミュニケーションが上手く取れないなど、ただちに就労が困難な人に対し生活リズムを整えることやボランティア体験、就労体験を通じ、就労に向けた支援を、『スリー・プラス 鎌倉』という事務所名で行っています。

○ 鎌倉市成年後見センター

市内に在住する人およびその親族などの成年後見制度の利用をはじめ、権利擁護に関する相談に応じます。弁護士などによる無料相談も原則第4水曜日(9:00～12:00)に予約制にてお受けしています。

○ かまくらボランティアセンター

「ボランティアをしたい」「ボランティアをお願いしたい」などのボランティア活動全般に関する相談を受け付けているほか、ボランティア養成講座や気軽にできるボランティアイベントを開催しています。

がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診を実施しています。

また、生活習慣病予防として20歳～39歳の人にキット健診、鎌倉市国民健康保険に加入している40歳～74歳の人に特定健診、75歳以上の人に後期高齢者健診を行っています。

対象者には下表のとおり受診券を発送します。

受診券送付時期	受診期間
6月初旬	6月～3月

※ご自身の誕生月を目安に受診してください。4～5月が誕生月の方は早めの受診を

- 受診時には受診券およびマイナ保険証または資格確認書(生活保護受給中の人は受給者証)が必要です
- 実施医療機関などの詳細は、受診券に同封されている「健康診査のお知らせ」をご覧ください

対象者年齢の基準日は、検診を受診する年度の3月31日です。

健診などの種類	対象者	備考
キット健診 (郵送・在宅健診)	20歳～39歳の人	検査キットを使い、ご自宅で受けられる健診です。検査申込・結果確認をスマートフォン・パソコンで行います。
鎌倉市国保特定健診 鎌倉市国保人間ドック 費用助成	40歳～74歳で鎌倉市国民健康保険加入の人	健診の結果で生活習慣の改善が必要と判定された人は、特定保健指導の対象となります。 詳細は、保険年金課TEL.61-3954にお問い合わせください。
後期高齢者健診	75歳以上の人および65歳～74歳で、一定の障害により広域連合の認定を受けた人	
生保受給者健診	40歳以上で生活保護受給中の人	
大腸がん検診★	40歳以上の人	★痔などがある人は、潜血反応が出やすく、要精密検査となることが多いため、主治医にご相談ください。
胃がん内視鏡検診※	50歳～80歳の偶数年齢の人(81歳以上は申込制)	各がん検診・結核検診共通 次に該当する人は医療機関をご受診ください。 ○現在気になる症状がある ○前年に「要精密検査」と判定され、何らかの所見がある ○既にそのがんの治療を受けている ○その部位に手術歴がある
肺がん・結核検診	40歳以上の人	
乳がんマンモグラフィ 検診※◎ ・医療機関 ・検診車(市役所)	40歳以上で偶数年齢の女性	
子宮頸がん検診※	20歳以上で偶数年齢の女性	
前立腺がん検診※	50歳以上で偶数年齢の男性	◎撮影時に乳房周辺を圧迫します。 ペースメーカーなど医療機器を装着している人や乳房や胸部に充てん剤などを入れている人、授乳中または授乳が終わってから6カ月経っていない人は、原則受診できません。
歯周病検診	20・30・40・50・60・70歳の人	歯ぐきの状態をチェックして歯周病の進行度を確認します。 20歳・30歳の人には受診券はなくハガキを送付します。
肝炎検診	40歳以上の人(申込制)	平成14(2002)年度から実施している市の肝炎検診を未受診の人で、現在肝機能の異常で医療機関に通院していない人のみ対象です。 市民健康課に受診券の発行をお申し込みください。
乳房健康指導※	20歳～38歳で偶数年齢の女性	乳がん早期発見のための健康指導です。

※前年度に偶数年齢で受診しなかった人で、今年度受診券をご希望の人は、市民健康課までご連絡ください

○ 無料クーポン券検診(乳がんマンモグラフィ検診・子宮頸がん検診・肝炎検診)

市の通常検診とは別に、次の対象者へ無料クーポン券を送付します。

対象者には、同じ項目の市検診の受診券は送付しませんので、クーポン券をご利用ください(通常の受診券とは封筒が異なります)。

対象年齢の基準日は、検診を受診する年度の4月1日です。

検診の種類	対象者	受診の方法・注意など
子宮頸がん検診	20歳の女性	対象者には、通常の受診券とは別に6月初旬に、無料クーポン券を送付します。
乳がんマンモグラフィ検診	40歳の女性	
肝炎検診※	40歳の人	

※肝炎検診:45歳以上で5歳刻みの年齢の人にも、お申し出により、無料クーポン券を発行できます(ただし、鎌倉市の肝炎検診を未受診の人に限りです)。検診をご希望の人は、市民健康課までご連絡ください

健康づくり・介護予防支援

問 市民健康課・介護保険課 TEL.61-3946-3977

健康づくり・介護予防の支援を行っています。

1 健康相談

保健師、栄養士が健康づくりや未病改善に関する個別相談をお受けします。電話でご予約ください。

2 健康づくり応援団

自治会・町内会、PTA、地域のサークルなどのグループのお申出に応じて保健師、栄養士などの専門職が健康づくりのための講話などに伺います。内容はご相談に応じます。

3 健康づくり講座

“こころ”“からだ”の健康づくりについて、講座を行っています。

○ 健康かまくらマップ

問 市民健康課 TEL.61-3941

今まで歩く習慣がなかった人も、休日にひとりで、お友達と、家族と歩いて身体を動かす楽しさや心地よさを感じてもらえるような健康かまくらマップを市民健康課窓口などで配布しており、ホームページでもご覧いただけます。

- 海と山の満喫コース(鎌倉地区)
- 戦国時代と今を歩くコース(玉縄地区)
- 自然いっぱい探検コース(深沢地区)
- 海と丘と緑のコース(腰越地区)
- 古の入江 栗船コース(大船地区)



スポーツの出張指導と生涯スポーツリーダーの紹介

問 スポーツ課(鎌倉武道館内) TEL.43-3419

自治会や町内会、市民の愛好家グループを対象にスポーツのきっかけづくりとして出張指導に出向きます。また、市に登録している生涯スポーツリーダーを紹介します。対象は、次の条件をすべて満たすグループです。

- 1 市内の場所で道具が確保され、市民10人以上の会員で構成されていること
- 2 スポーツ・レクリエーション等を継続的に行うことを目的としていること
- 3 会員全員が傷害保険等に加入していること



ごみ・環境

地球環境を守るため、ごみの減量に取り組もう!

ごみをなるべく出さない、ものを大切にするライフスタイルに変えましょう。
一人ひとりの小さな行動であっても、皆で積み重ねれば、大きな行動につながります。

リサイクル率> 全国 第1位!

鎌倉市の取り組み

環境省が公表した令和5年度調査によると、本市のリサイクル率は58.5%。人口10万人以上の市の中で6年連続全国第1位となりました。さらなるごみの減量・資源化を目指しましょう!



きれいな海を未来へ残すために、「マイバッグ、マイボトルを使いましょう」と呼び掛けを行うなど、使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいます。

マイボトル用の 給水スポットを整備



神奈川県企業庁やウォータースタンド株式会社と連携し、水道直結式給水機を市内の公共施設等に設置することで、マイボトルの活用を呼びかけ、ペットボトルをはじめとしたプラスチックごみの削減に貢献しています。



「ゼロ・ウェイストかまくら」 の実現を目指す!

3Rのすすめ (リデュース、リユース、リサイクル)

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市では3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しています。



ごみ・環境

地球環境を守るため、ごみの減量に取り組もう!

ライフ + ごみリサイクル



資源物とごみの 分け方・出し方



ごみの分別や地区別の収集カレンダーなどを記載したパンフレットです。市役所にも用意していますので、お気軽にお問合せください。



鎌倉ごみ調べ



LINEのトーク機能を利用して、ごみと資源物の分け方・出し方や収集日などの情報を発信しています。詳細は二次元コードから。



ごみの出し方など

○ 資源物の収集

週 1 回 飲食用カン・ビン



カンとビンは、飲食用に限り、資源物として収集しています（飲食用以外のカン・ビンは、燃えないごみの日に出してください）。

中をすすいで、袋に入れずに直接コンテナに入れてください。コンテナは、収集日の前日にクリーンステーションに配布します。

◎飲食用のカン：黄色のコンテナへ

◎飲食用のビン：青色のコンテナへ。プラスチック製のふたは容器包装プラスチック、金属製のふたは燃えないごみ、その他の素材のふたは燃やすごみへ。また、注ぎ口に付いているプラスチックなどで簡単に取れないものは、付けたまま出す

◎一升ビン、ビールビン（繰り返し使えるもの）：なるべく購入先（酒屋など）などに返す

週 1 回 布類



①布類（シャツ、セーター、靴下、ストッキングなどの衣類、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど）

②その他の布類（再使用可能な状態の次のものに限る）

革製・羽毛入り・綿入りの衣服、ベルト、かばん、帽子

※衣服以外の革製・羽毛入り・綿入り製品、ビニール製品、ゴム製品、汚れやカビの生えているものは燃やすごみ

◎洗って乾かし、まとめて透明または半透明の袋に入れる

※濡れると資源化できないため、雨の日にはなるべく出さない



〈 広告 〉



物置や押入れに眠っている古い物ホコリだらけでも OK
お引越や家屋解体時にもご相談下さい

飾り屋

☎ 0120-89-6676

茅ヶ崎市十間坂2-3-20 古物商許可 神奈川県公安委員会許可 第452670000506号

見 積 無 料

〔買取品目一例〕骨董・掛軸・古書・着物
・陶磁器・贈答品・茶道具・絵画・版画
・かんざし・刀・置物・時計・作家物
・室内調度品・ガラス製品・装飾品・玩具など

古道具・骨董品
買取りいたします
古ければガラクタでも
構いません
ことうひん

週 1 回 紙類



- ①新聞(折り込み広告含む)
 - ②雑誌・古本
 - ③段ボール
 - ④紙パック(牛乳、ジュース、酒などの容器として使われている紙製容器)
 - ⑤ミックスペーパー(レシート、封筒、包装紙、はがき、写真、チケット類、パンフレット、学校などのプリント類、使用済み半紙や画用紙、メモ帳、カレンダー、シュレッターにかけた紙、紙芯、ボール紙、クラフト紙など)
- ※燃やすごみに出す使用済みティッシュなどの不衛生な紙を除く

- ◎①～③の紙類:品目ごとにひもで十文字にしぼる
- ◎④紙パック:中をすすいで、開いて乾かしてから、輪ゴムやひもなどで束ねる
- ※プラスチック製のキャップは容器包装プラスチック
- ※茶色のもの、銀色のもの、アルミコーティングしてあるものも可
- ◎⑤ミックスペーパー:紙袋に入れ、口をガムテープやホチキスで留める。窓あき封筒などのセロファンやホチキスの針などが付いていても可
- ※ボール紙、クラフト紙、パンフレットは雑誌にはさむか、ひもでしぼることも可

週 1 回 容器包装プラスチック



ポリ袋、食品トレイ・ボトル・発泡スチロールなど、「プラ」マークがついているものは、容器包装プラスチックとして収集しています。

食べ物が残っている場合は、拭き取るか、水ですすいで汚れを取り、透明または半透明の袋に入れて出してください。

週 1 回 ペットボトル



- 飲料類、酒類、しょうゆ、食酢などが入っていたペットボトルを収集しています。
- ◎本体:ふたを取り、中をすすぎ、できればつぶして、透明または半透明の袋に入れる
 - ◎ふた・ラベル:プラスチック製のものは容器包装プラスチックへ
 - ※着色されたペットボトルは燃やすごみ

月 1 回 製品プラスチック

- 「容器包装プラスチック」以外のプラスチックでできている製品、一部他の素材(金属・ゴムなど)が付いた製品、シリコーン、ウレタン、スポンジ製品などを、製品プラスチックとして収集しています。
- 透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ◎汚れや異物などは落とす(砂や泥は洗い流す)
 - ◎袋に入れなくても出せる
 - ◎不衛生なもの、塩化ビニール製品は燃やすごみ
 - ◎電気・電池を使うものは燃えないごみ
 - ◎一辺が50cm以上のものは粗大ごみ

週 1 回 植木^{せん}剪定材



- 剪定した植木の枝や葉、草・落ち葉など(竹・笹・シュロ類を含む)を収集しています。
- ◎束ねて出す場合は、長さ50cm、太さ15cm以内に切り揃える
 - ◎袋に入れて出す場合は、透明または半透明の袋に入れる
 - ◎1回に出せる量は、1世帯につき合計5つまで(例)3束+2袋=5つ
 - ◎一度に多量に処分したい場合は、植木剪定材受入事業場へ持ち込む(有料)
 - ◎長時間袋に入れたままにせずになるべく収集日の直前に袋に入れ、乾かした状態で出す
 - ◎異物(石・土・紙くず・たばこの吸殻・軍手・犬猫のフンなど)が入らないように注意する
 - ◎植木剪定材受入事業場へ持ち込む場合は、枝や幹は長さ1.5m、太さ60cm以内にして持ち込む
 - ◎造園業者などの事業者が剪定した枝葉は、事業系ごみとして、事業者にはさむか、ひもでしぼることも可

○ ごみの収集

週 2回 燃やすごみ



生ごみ、ゴム、ビニール製品、汚れた紙類などは、燃やすごみとして収集しています。

◎有料袋(指定収集袋)に入れる

※生ごみの減量とクリーンステーションのカラス対策などのために「生ごみ処理機」の利用をお勧めしています
※令和8年4月から、全市で戸別収集を開始しています。

月 1回 燃えないごみ



金物(鍋、フライパン、やかんなど)、傘、小型電気製品(一辺が50cm未満のもの)などの金属類、飲食用以外のカン・ビン、ガラス類、陶磁器類は、燃えないごみとして収集しています。

◎有料袋(指定収集袋)に入れる

危険・有害ごみ、
使用済み食用油
と同じ日

月 1回 危険・有害ごみ



燃えないごみ、
使用済み食用油と
同じ日

①蛍光管・電球②乾電池・リチウムコイン電池③水銀使用の製品(体温計・温度計など)④スプレーカン・カセットボンベ⑤割れ物・刃物類⑥ライター類⑦リチウムイオン電池などの小型二次充電式電池(50cm未満)は品目ごとに分けて出す。

◎蛍光管・電球は、購入時の包装容器に入れるか、紙類で包み「蛍光管」「電球」と書いて出す

◎②と③と⑥はそれぞれ透明または半透明の袋に入れて出す

◎スプレーカン・カセットボンベは中身を使い切って、透明または半透明の袋に入れて出す

◎割れ物・刃物類は紙に包み「キケン」と書いて出す

◎⑦は電池切れまで使用し、端子部分にセロテープで絶縁し、透明または半透明の袋に入れて出す

月 1回 使用済み食用油

燃えないごみ、
危険・有害ごみと
同じ日

サラダ油、コーン油、菜種油、オリーブオイルなどの植物性食用油(ラードなどの動物性油、エンジンオイルなどの鉱物性油は除く)を使用済み食用油として収集しています。

◎500mlのペットボトルを容器として使用する(500mlのペットボトルがない場合は、他の容量のペットボトルを用いる)

◎必ずペットボトルに「食用油」と表記し、ふたをしっかりと閉めて、袋に入れずにクリーンステーションに出す

〈 広告 〉

建設工事業を核として、グリーンエネルギー事業も手がける環境創造企業



土木事業

土木事業を通して、
地域を開発・整備
します。

運営 (株)都実業



グリーンリサイクル事業

「土に生きる」樹木
などリサイクルし、
社会に貢献します。

運営 (株)都実業



グリーンエネルギー事業

木質バイオマス発電
所の運営によって、
地域発展を推し進
めます。

運営 利久(株)



株式会社都実業

藤沢市石川 2-15-17
TEL 0466-88-8370



利久株式会社

藤沢市石川 2-15-17
TEL 0466-88-7822

○ リチウムイオン電池など二次充電式電池(50cm未満)の捨て方

リチウムイオン電池等が原因となった火災が全国で多発しています。

次のとおり、適切な方法で排出しましょう。①電池が切れるまで使用し、放電する。②端子部分にセロテープを貼って絶縁する。③透明・半透明の袋に入れて、月1回の危険・有害ごみの日に、クリーンステーションに出す。詳細や50cm未満の膨張した電池については、市ホームページをご確認ください。

○ 粗大ごみなど

要予約

粗大ごみなど



ファンヒーター、ふとん、家具など一辺が50cm以上のものは粗大ごみとなります。クリーンステーションには出せません。

Webまたは電話で予約が必要です。なお、有料となります。詳細は、市ホームページをご確認ください。

環境センター TEL.53-8321

◎受付:月～金曜日(祝日含む)

粗大ごみ
収集の申込み



※全てのイラストは「経済産業省HP」より引用しています

○ 事業活動から出るごみ

問 ごみ対策課 TEL.84-8706

事業活動により発生するごみは、法人・個人問わず「事業系ごみ」の扱いとなり、家庭系ごみとして地域のクリーンステーションや戸別収集に出すことはできません。事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、排出の方法がそれぞれ異なります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ 事業系一般廃棄物(可燃ごみなど):ごみ対策課(TEL.84-8706)
産業廃棄物(プラスチックや金属など):
神奈川県産業資源循環協会(TEL.045-681-2989)

○ し尿

問 ごみ対策課 TEL.61-3396

➤ し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは定期的に行っています。

➤ 浄化槽の清掃

浄化槽の清掃は、次の許可業者が扱っています。

神中運輸(TEL.22-2205)または浜設備興業(TEL.45-3326)にお問い合わせください。

○ 植木剪(せん)定材の受け入れ

問 ごみ対策課 TEL.61-3396

➤ 植木剪定材の受け入れ

植木剪定材受入事業場では、市民や事業者が排出した植木剪定材の受け入れを有料で、行っています。

植木剪定材受入事業場

鎌倉市関谷1493-2 TEL.45-0526

○ 市で取り扱えないもの

◎家電リサイクル法の対象になるエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機:リサイクル料金と収集運搬料金を負担して、購入した店または買い替える店に引き取りを依頼するほか、家電リサイクル券対応業者へ収集を依頼する方法や自分でメーカー指定場所に搬入する方法もあります。詳しくはごみ対策課へ問い合わせまたは、市ホームページを参照してください。

◎パソコン:リネットジャパンリサイクル株式会社の宅配便による回収(<https://www.renet.jp/>)を利用するか、お持ちのパソコンのメーカーへ連絡し、回収の申し込みを。連絡先は、各メーカーまたはパソコン3R推進協会のホームページ(<https://www.pc3r.jp/>)などで確認をしてください。

○ 生ごみ処理機購入費助成制度

問 ごみ対策課 TEL.61-3396

鎌倉市では、各家庭の生ごみの減量・資源化推進のため、生ごみ処理機の購入費の一部を助成しています。

▶ 生ごみ処理機の種類

90%助成

(一世帯当たり
2台まで)
助成額の上限は
1台3万円

非電動型

屋内

発酵資材をかけてバケツ内で生ごみを発酵、堆肥化します。

◆価格: 3,000円~3万円

◆自己負担額: 300円~3,000円



(バケツ型)

屋外

土の中の微生物により生ごみを堆肥化または消滅させます。約3カ月~半年で堆肥化します。

◆価格: 2,000円~5万円

◆自己負担額: 200円~2万円

(コンポスト型)



(消滅型)



(バググ型)

75%助成

(一世帯当たり
1台まで)
助成額の上限は
1台3万円

電動型

屋内

生ごみを温風により乾燥処理し、約1/7に減らします。(処理後は燃やすごみとして処分できます)。処理時間は約2~10時間。

◆価格: 1.5万円~14万円

◆自己負担額: 4,000円~11万円



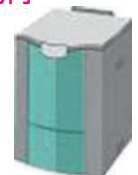
(乾燥型)

屋外

微生物の力で、生ごみを水と二酸化炭素に分解します。定期的の中身のバイオ剤の補充が必要な機種もあります。

◆価格: 10万円~13万円

◆自己負担額: 7万円~10万円



(バイオ型)

対象

- 購入時・申請時において鎌倉市にお住まいの人(住民登録されている人)
- 生ごみ処理機を購入して、使用する一般家庭の人
- 鎌倉市の市税を滞納していない人
- 暴力団員等でない人
- 生ごみ処理機の使用状況調査に協力してくださる人

助成額

非電動型生ごみ処理機は購入費の90%(3万円が限度額)、電動型生ごみ処理機は購入費の75%(3万円が限度額)

対象個数

一世帯あたり非電動型2台、電動型1台まで

申請方法

ごみ対策課・支所にある申請書(市ホームページよりダウンロード可)に必要事項を記入して、領収書原本若しくは写し(機種名、購入者名、販売店名、販売日が明記されたもの)と一緒に、ごみ対策課または支所に提出するか、電子申請を行ってください。

○ 声かけふれあい収集

問 環境センター TEL.53-8321

クリーンステーションまでごみや資源物を出すことが困難な高齢者や障害者のみで構成されている世帯を対象に、週に1回、安否確認をしながら戸別にごみや資源物を収集する制度です。申請には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

○ 食品ロス削減への取り組み

まだ食べられるのに捨てられている食品のことを「食品ロス」と言います。

ご家庭やお店で、ぜひ食品ロス削減へのご協力をお願いいたします。

▶ 食品ロス削減協力店

市内で食品ロス削減に取り組んでいるお店を「食品ロス削減協力店」として登録しています。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問い合わせ ごみ対策課 TEL.84-8706

フードドライブ

まだ食べられる食品を使いたい人へ引き渡すフードドライブを実施しています。

平日9時から17時まで通年で実施しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問い合わせ ごみ対策課 TEL.61-3396

リユースネットかまくら

問 ごみ対策課 TEL.61-3396

家庭で不用になった物やほしい物を登録し、不用品を譲り合うことができる制度で、NPO法人の鎌倉シチズンネット、鎌倉リサイクル推進会議と市が協働で行っています。

1 登録申込方法(次のいずれかの方法)

- ①インターネット(パソコン・携帯電話)「リユースネットかまくら」に入力
- ②登録カードをごみ対策課へ提出
- ③登録カードを鎌倉リサイクル推進会議(〒248-0027 笛田1-11-34 笛田リサイクルセンター内)へ郵送
- ④登録カードを行政センターの受付へ提出

2 登録内容(不用品情報)の掲示場所

- ①インターネット「リユースネットかまくら」
- ②本庁舎ロビーの掲示板

3 登録者の連絡方法(電話番号など)の問い合わせ

鎌倉リサイクル推進会議 TEL.32-9094
(月～金10:00～16:00、祝日を除く)

土壌改良材の配布

市内5カ所で植木剪定材から作った土壌改良材の配布を行っています。

土壌改良材配布場所

名称	住所	電話番号
①植木剪定材受入事業場	関谷1493-2	45-0526
②市役所本庁舎	御成町18-10	
③笛田リサイクルセンター	笛田1-11-34	61-3396
④腰越行政センター	腰越864	(ごみ対策課)
⑤大船市民農園	大船1969	

配布時間 ①は、月曜日～金曜日の8:30～11:30、13:00～16:30、土曜日の8:30～11:30(年末年始を除く)。②～⑤は、月曜日～金曜日の8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)

清掃活動によるボランティアごみ

問 ごみ対策課 TEL.61-3396

公共の道路などを清掃して出たごみは「清掃ごみ」として無料で回収します。「清掃ごみ」を出す際には、出来るだけ分別していただき、以下のとおり出してください。

燃やすごみ・燃えないごみ

45ℓ相当までの透明・半透明の袋に入れ、「清掃ごみ」と書いてそれぞれの収集日に出す。

それ以外の資源物

それぞれの収集日に出す。



○ 太陽光発電設備及び蓄電池等の補助金

問 環境政策課 TEL.61-3421

再生可能エネルギー等の有効利用の促進と脱炭素社会の実現に寄与するため、再生可能エネルギー・省エネルギー（太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、蓄電池、電気自動車充電設備）の設置費（国または神奈川県の特定の補助金交付を受ける場合、補助金額に加算あり）の一部を補助します。太陽光発電設備及び蓄電池については補助金が複数あります。申請の手続き方法等の詳細は市HPをご確認ください。

○ 犬の登録と狂犬病の予防注射

問 環境保全課 TEL.61-3454

犬の所有者は、次のことを必ず守ってください。

- 1 犬を飼ったら必ず登録をし、犬の鑑札の交付を受けてください。登録は狂犬病予防法に定められた犬の所有者の義務です。犬の登録は一度行えばその犬の生涯にわたり有効です。飼い犬には毎年1回、狂犬病予防注射（毎年4月に実施する集合注射でも可）を受けさせてください。注射後、獣医師が交付した注射済証を環境保全課に提示し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。手数料は次のとおりです。
①登録手数料（生涯に1度3,000円）
②注射済票交付手数料（毎年550円）
※電子申請も可
- 2 犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず首輪に付けてください。犬が行方不明になったときに所有者が分かります。
- 3 犬を制御できる人が丈夫な綱、鎖などにつないで散歩させてください。犬のフンは散歩させる人が責任をもって持ち帰りましょう。

- 4 犬や所有者に変更があったときは、環境保全課に届け出てください（下の表中②～⑤の届け出は、電子申請も可）。

届出内容	届け出に必要なもの
①犬が市外から鎌倉市に移ったとき（所有者の鎌倉市への転入に伴い、一緒に引っ越してきた場合または他市町村の人から犬を譲り受けた場合）	【マイクロチップを装着していない犬】 前住所地交付の犬鑑札 【マイクロチップ装着済の犬】 前住所地交付の犬鑑札（前住所地でマイクロチップが犬鑑札とみなされており交付されていない場合は不要） 環境大臣指定登録機関登録済の場合マイクロチップ情報の「登録証明書」 ご不明点は環境保全課へ
②市内で所有者の住所を変更したとき	登録番号が分かるもの
③市内で犬の所在地を変更したとき	
④市内で所有者を変更したとき	
⑤犬が死亡したとき（電話でも受け付けています）	鑑札・注射済票（電話で届け出た場合は、後日、鑑札と注射済票を返却してください）

○ マイクロチップ装着の補助

問 環境保全課 TEL.61-3454

市民が飼い犬・飼い猫に市内の動物病院または湘南獣医師会会員動物病院でマイクロチップを装着した場合、その費用の一部を補助します。

装着施術費の領収書の写しと環境大臣指定登録機関が発行したマイクロチップ情報の「登録証明書」の写しを持参し、環境保全課で手続きをしてください。

詳細は、市ホームページをご確認ください。



○ 飼い猫の不妊・去勢手術の補助

問 環境保全課 TEL.61-3454

市民が飼い猫を市内の動物病院または湘南獣医師会
会員動物病院で不妊・去勢手術した場合、その費用の一
部を補助します。

動物病院で発行する手術費計算書を持参し、環境保
全課で手続きをしてください。

詳細は、市ホームページをご確認ください。

○ 鎌倉市内の動物病院リスト

施設名	住所	電話番号
おいしい動物病院	長谷1-14-15	24-3031
オハナ動物病院	材木座1-10-3	25-3217
小川犬猫病院	津西1-9-14	39-3715
かまくら犬と猫の病院	御成町12-28	22-4976
鎌倉山動物病院	鎌倉山1-9-2	31-0053
七里が浜ペットクリニック	七里が浜東4-5-1	32-7732
湘南鎌倉動物病院	岩瀬1048-1	42-7775
なぎさ動物病院	坂ノ下24-5-1	24-0203
西鎌倉動物病院	西鎌倉2-2-12	31-4480
のっぽ動物病院	岡本2-12-2	44-1125
本田獣医科病院	常盤946-2	32-0556

○ 野生鳥獣捕獲檻の貸し出しなど (アライグマ・タイワンリス)

問 環境保全課 TEL.61-3389

アライグマ、タイワンリスは「特定外来生物」に指定
され、また、ハクビシンは「重点対策外来種」に指定され
ており、私たちの生活環境や生態系に被害を及ぼして
います。県では、防除実施計画を策定し、被害の低減を
目指し捕獲などを実施しています。市では、被害を受け
た人や捕獲に協力していただける人に、捕獲わなの貸
し出しをしています。

また、野生動物に餌付けをすることは、生態系に影響
を与えたり、屋外での食事中にトビに狙われたりする
被害の原因となりますので、やめてください。

○ ハチなど害虫の駆除

問 環境保全課 TEL.61-3444

ネズミやハチなど、害虫の駆除の相談に応じます。

なお、スズメバチの巣の駆除については、駆除費用の
3分の1(上限額1万円)の補助金制度があります。詳細
は市ホームページをご確認ください。





公共下水道

問 下水道経営課 TEL.61-3717

本市では、家庭や事業所からの排水などを「雨水(うすい)」と「汚水(おすい)」に分けて公共下水道で処理しています(これを分流式処理といいます)。

現在、本市公共下水道(汚水)は、約97%まで普及しています。

○ 公共下水道に接続できる区域

公共下水道管が整備されると、処理区域として供用開始の公示を行い、公共下水道の使用が可能となります。この区域では、浄化槽やくみ取便所の便槽を廃止し、公共下水道へ接続しなくてはなりません。また、この区域での建物の新築などは、公共下水道に接続した計画でなければなりません。

○ 公共下水道への接続工事

公共下水道へ接続する排水設備工事は、市長が指定する鎌倉市下水道指定工事店でしか行うことができません。

また、接続工事にはあらかじめ市長による確認が必要です。

なお、ディスポーザーの使用は、下水道管などへの負担がかかるため、処理槽を有するディスポーザーなどで市長が認めるもの以外は、禁止しています。

○ 下水道使用料

下水道使用料は、公共下水道(汚水)を使用している人が納めるもので、県水道営業所から水道料金と併せて「上下水道料金」として請求されます。使用料は、水道メーターの点検ごとの水量をもとに算定します。

○ 下水道使用料の減免

次に該当する人(在宅に限る)がいる世帯または社会福祉施設などを対象に、下水道使用料の減免を行っています。

下記に該当する場合、1月当たり8㎡までの下水道使用料を免除

- 児童扶養手当の支給を受けている人
- 特別児童扶養手当の支給を受けている人
- 国民年金法の規定により遺族基礎年金の支給を受けている人(次のいずれかに該当する遺児がいること)
 - ・18歳到達年度の末日(3/31)を経過していない
 - ・20歳未満で障害年金障害等級1級または2級の状態
- 重度の知的障害(療育手帳A1またはA2)の判定を受けている人
- 身体障害者手帳(1級または2級)を交付されている人
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)を交付されている人
- 介護保険法の規定により要介護4または5の認定を受けている人
- 次のうち2つ以上に該当する人
 - ・中程度の知的障害(療育手帳B1またはB2)の判定を受けている人
 - ・身体障害者手帳(3級)を交付されている人
 - ・精神障害者保健福祉手帳(2級)を交付されている人

〈 広告 〉



大倉設備工業株式会社

鎌倉市雪ノ下5-1-5

☎ 0467-24-3322



社会福祉法第2条第1項に規定する

社会福祉事業を営む施設等

- 減免額 第1種 下水道使用料の20%
第2種 下水道使用料の10%

資格確認に必要な証書・手帳をご持参のうえ、市役所下水道経営課で手続きをしてください。電子申請も受け付けています。資格喪失された場合はご連絡ください。

上水道

問 県営水道お客様コールセンター(ナビダイヤル) TEL.0570-005959

水道に関するお手続き・お問い合わせは、神奈川県営水道お客さまコールセンターへ連絡してください。水漏れに気づいたときは、宅地内のメータを通過したじゃ口側での漏水は県営水道の指定給水装置工事事業者へ、宅地内のメータより道路側での漏水は県鎌倉水道営業所(TEL.22-6200)へご連絡ください。夜間・休日の道路、メータより道路側での漏水は神奈川県営水道緊急ダイヤル(TEL.0570-032119)へご連絡ください。

道路・河川の補修など

問 作業センター TEL.46-8293

市が管理している道路や河川などについて、路面の凹凸や側溝のふたの壊れ、カーブミラーの破損等に係る補修のほか、側溝の清掃、詰まりの解消、河川や水路の清掃等を行います。

土地境界の確定など

問 道水路調査課 TEL.61-3639

市が管理している道路や河川などに接している土地を所有している人は、道路や河川などとの境界確定が必要になる場合があります。また、市では、建築行為などによる道路後退(セットバック)用地の買取または寄付の受け付けを行う制度があります。

都市計画情報等提供サービス

問 都市計画課 TEL.61-3408

市内の最新の都市計画情報などをインターネット地図により公開・提供するマップです。市ホームページの「鎌倉市都市計画情報等提供サービス(外部サイトヘリンク)」から利用規約をご確認のうえ、都市計画情報などの参考としてお役立てください。

なお、内容を証明するものではありませんので、詳細な情報などについては、必ず都市計画課窓口でご確認ください。

古都保存区域での建築など

問 都市景観課 TEL.61-3465

市内には、鎌倉の歴史的風土を守るため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域が約982ヘクタールあり、このうちの特に重要な約573ヘクタールが歴史的風土特別保存地区に指定されています。

歴史的風土保存区域内で、建築・宅地造成・樹木の伐採などの行為をする場合は、届け出が必要です。

また、歴史的風土特別保存地区内で同様の行為をする場合には、県知事の許可(受け付けは市都市景観課)が必要ですが、周辺の歴史的風土と調和しない行為はできません。

風致地区での建築など

問 都市景観課 TEL.61-3465

市域の約55.5%(約2,194ヘクタール)は、風致地区に指定され、鎌倉市風致地区条例の規制を受けています。この地区内で、建築・宅地造成・樹木の伐採などの行為をする場合は、市長の許可が必要です。

また、近郊緑地保全区域(約294ヘクタール)内で同様の行為をする場合には、届け出が必要です。近郊緑地特別保全地区(約131ヘクタール)内については、市長の許可が必要です。

景観法

問 都市景観課 TEL.61-3477

○ 景観地区

鎌倉駅・若宮大路を中心とする鎌倉景観地区と北鎌倉駅周辺の北鎌倉景観地区を指定しています。建築物の高さの最高限度は15m(ただし、第一種低層住居専用地域に指定されている区域は10m)で、建築物のデザインや色彩は周辺の自然環境やまち並みと調和することが必要です。

地区内で建築物の建築等を行う場合、あらかじめ市長に認定申請する必要があるため、建築物の形態意匠の制限に対して、適合している旨の認定を受けた後でなければ、工事に着手することはできません。地区内で建築行為や外壁・屋根の塗り替えなどを予定されている場合は、事前にご相談ください。

○ 景観計画

市全域が景観法に基づく景観計画区域です。

建築物の建築等、工作物の建設等および土地の区画や形質の変更等を行う場合は、景観計画に定められた景観形成方針・基準を遵守することが必要です。

また、一定規模以上の建築行為等は、景観法に基づく届出が必要です。この届出内容が景観形成方針・基準に適合していない場合は、勧告・変更命令(形態意匠の制限に限る)・氏名公表の対象となります。

自主まちづくり計画など

問 都市政策課 都市政策担当

地域の皆さんが主体となり、個性ある魅力的なまちづくりを進めるための制度があります。

○ 自主まちづくり計画

住民で構成され市の認定を受けたまちづくり市民団体が、地域の将来像や快適な居住環境のためのまちづくりのルールをまとめた「自主まちづくり計画」を作成し、市に提案することができます。

市は、提案された計画の周知を行います。また、事業者が計画の定められた地区で建築行為などを行う場合は、その内容を尊重することが求められます。

なお、自主まちづくり計画のほか、地区まちづくりプランの制度があります。

○ まちづくり市民団体の活動への助成

自主まちづくり計画などの作成や見直しを行うまちづくり市民団体に、活動費の一部を助成しています。

○ まちづくりコンサルタントの派遣

自主まちづくり計画などの作成や見直しにあたり、内容やテーマに応じて、専門家による助言を受けることができます。

建物の新築・増改築

問 建築指導課 TEL.61-3644

○ 建築確認

建物を新築したり、増改築したりするときは、その計画内容が建築に関する法令に適合しているかどうか、市または指定確認検査機関に確認申請書を提出し、確認を得る必要があります。防火・準防火地域外で、10㎡以下の増改築を行う場合は、確認の手続きが省略されることがありますが、その場合でも建築基準法や他の法令などに適合していなければなりません。

建築の計画を進めるに当たっては専門の知識が必要です。あらかじめ建築士などに相談のうえ、申請してください。

建物の耐震診断・耐震改修

問 建築指導課 TEL.61-3586

○ 耐震診断の相談窓口

専門家による耐震診断の相談窓口を開設しています。

対象建築物 平成12年5月31日以前に建築工事に着手した木造在来工法の一戸建住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅で、市民が所有する建築物

○ 現地耐震診断費用の補助

耐震診断の相談を受けた人のうち、希望者に専門家による現地耐震診断を実施します(一般診断法による)。この診断を実施した場合、費用の一部を補助します。

交付の手続き 耐震診断実施後、申請書と郵便払込受付証明書を建築指導課に提出してください

○ 耐震改修工事費用の補助

現地耐震診断などの結果「木造住宅の耐震診断と補強方法」による総合評点が基準値未満となった木造住宅において、補強工事を実施する場合、費用の一部を補助します。

交付の手続き 必ず耐震改修工事を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

○ 危険ブロック塀等対策費用の補助

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、道路に面した倒壊のおそれのある危険ブロック塀等の除却費や除却した後の軽量のフェンス等を設置する費用を補助しています。

交付の手続き 必ず工事を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

○ 耐震改修アドバイザーの派遣

耐震診断や耐震改修に関する勉強会・検討会に、市が依頼した建築士をアドバイザーとして派遣します。

対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた共同住宅など

○ 分譲マンションの耐震診断費用の補助

耐震改修アドバイザーの派遣を受けた分譲マンションの耐震診断を実施する場合、費用の一部を補助します。

交付の手続き 必ず診断を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

○ 避難路沿道建築物の耐震診断費用の補助

耐震診断義務路線(国道134号、県道21号)に接する新耐震基準が導入される前に建築した一定の高さ以上の建築物の耐震診断費用を補助します。

交付の手続き 必ず診断を行う前に、申請書に必要書類を添付し、建築指導課に提出してください

空き家

問 都市計画課 TEL.23-3000

適切に管理されない空き家は、防災、衛生、景観、防犯などの面で地域住民の生活環境に影響を及ぼすことがあります。

空き家を相続した、所有する家が将来空き家になりそう、近所の空き家に困っているなど、空き家に関する疑問や不安があれば、お気軽にご相談ください。

市営住宅

問 生活福祉課 TEL.61-3679

市営住宅入居の申し込みができる人は、

- ① 申し込む人が市内在住または在勤であること
- ② 部屋が狭すぎる(1人平均3畳以下)、家主から立退き請求を受けているなどで、住宅に困っていること
- ③ 申し込む人(一緒に入居する家族を含む)の所得が一定の基準以下であること

※募集時期等、詳しくは生活福祉課で発行する「入居者募集のしおり」をご確認ください

〈 広告 〉

土地境界の調査・測量 土地建物の各種登記

- 土地分筆・地積更正
- 建物新築・増築の登記
- 建物取り壊しの登記 他

原光 土地家屋調査士事務所

☎0467-84-8601

電話相談は無料です！
お気軽にご連絡ください。

<https://tochiiechosa.com/>

✉info@tochiiechosa.com

〒247-0063 鎌倉市梶原1-1-12

境界
紛争
ゼロ
宣言

株式会社

現代建設

代表 中村 眞一郎

〒248-0027

神奈川県鎌倉市笛田1-3-32

TEL 0467-40-1463

FAX 0467-40-1464

土木・舗装・建築工事

建設業許可 神奈川県知事許可 第 8000 号
神奈川県営上水道指定工事事業者 第 2033 号
鎌倉市下水道指定工事店 第 221 号



鎌倉土木建設株式会社

〒248-0007 鎌倉市大町1-4-15

TEL(0467)22-7135

FAX(0467)22-7800



防災工事資金の助成など

問 みどり公園課 かけ地対策担当

○ 防災工事資金の助成

かけ崩れ災害発生のおそれのある箇所において「樹木の枝払い・伐採」や「防災施設の設置」などを行う場合について、工事費の一部を助成する「既成宅地等防災工事資金助成制度」を運用しています。

○ 助成対象

かけの高さ2m以上、角度30度以上、保全対象物の有無等の助成要件を満たした場合に助成金を受けることができます。

詳しくは工事着手前に担当課にご確認ください。

○ 住宅金融支援機構の融資

住宅金融支援機構では、宅地造成等規制法などの法律に基づく勧告あるいは命令を受けた人が、災害の防止のため擁壁または排水施設の設置改造などの工事をする場合、工事に必要な資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構取扱店と表示されている最寄りの金融機関へお問い合わせください。

まち並みのみどりの奨励事業 ～接道部緑化の助成～

問 みどり公園課 TEL.61-3486

接道部（敷地が道路に接する部分）の緑化は、緑豊かなまち並みや通気性の良い環境を作るとともに、地震などが起きたときの防災にも役立ちます。このため、新たに接道部分を緑化する人に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

1 対象となる緑化

- ① 住宅、店舗、事業所などの敷地および駐車場に新たに植栽する樹木または生け垣。ただし、販売目的の住宅用地などに設置するものは除く
- ② 接道緑化延長（道路に接する緑化の幅の合計）が3m以上であること
- ③ 接道部から奥行き3m以内に植栽される樹木または生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせる場合、生け垣より敷地内側の中・低木は除く
- ④ 樹種は市長の推奨するもので、樹木が健全であること
- ⑤ 緑化後、少なくとも5年間は樹木を伐採しないこと

2 手続き

交付の手続き

接道緑化を行う前に、申請書に必要事項を記入して提出してください。申請に基づき職員が現地を調査します。補助金は緑化工事が完了した後、現地を確認してから交付します

※鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したものに限る。）の交付決定を受けて、1年以内にこれに替わる緑化をする場合、補助率が9/10になります。また、緑化工事を行う場所が次の地区内で、その区域に接道緑化の取決めがある場合、補助率が2/3になります

- 都市計画法による地区計画が定められている区域
- 鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画が策定されている地区
- 鎌倉市都市景観条例による景観形成地区

保存樹木等の助成

問 みどり公園課 TEL.61-3486

鎌倉のまちの緑の多い良好な環境を守るため、美観上優れている樹木や樹林を市が指定し、奨励金を交付しています。指定の基準は、健全で樹容が美観上優れており、かつ次の条件に該当する場合です。

○ 保存樹木等

1 保存樹木

- ① 単木で1.5mの高さの幹の周囲が1.5m以上あるもの
- ② 単木で高さが15m以上あるもの
- ③ 株立ちした樹木（ツツジなど）で高さが3m以上あるもの
- ④ はん登性樹木（フジなど）で、枝葉の面積が30㎡以上あるもの

2 保存樹林

- ① 面積が500㎡以上あるもの
- ② 生け垣で、長さが20m以上あるもの
上記の指定基準に該当しなくても美観や風致を保つために必要な場合は、保存樹木や樹林に指定します。

○ 緑地保全契約

対象 市街化区域内のおおむね1,000㎡以上の樹林

契約期間 10年

市民緑地制度

問 みどり公園課 TEL.61-3486

緑地の所有者からの申し出に基づいて所有者と市が契約を締結し、その緑地を地域の人々が憩える公開された「市民緑地」として、一定期間提供していただく制度です。

面積(300㎡以上)、契約期間(5年以上)など、契約するための要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

民有緑地維持管理助成事業について

問 みどり公園課 TEL.61-3486

緑地の所有者が実施する、樹木の伐採や枝払いなどの維持管理に対し助成を行います。

既に実施した作業については、助成の対象になりません。事前届出書や交付申請書を提出し、交付決定を受けてから作業を実施してください。

【対象となる土地】

森林法第2条に基づく森林。詳しくは担当課にご確認ください。

【対象となる維持管理作業】

○樹木や竹の伐採・剪定

民有緑地内の樹木や竹の伐採・枝払い

○緑地内部の倒木・枯れ木の撤去処分

民有緑地内の、すでに倒木または枯死した樹木・竹の除去、一時的に積み置かれた木・竹の除去

【対象となる経費】

申請者が、作業を発注した事業者に支払う経費のうち、次のもの。

○助成の対象となる作業に要した経費

○伐採後の樹木など廃棄物の搬出、運搬および処分に要した経費

【助成金額】

経費の2分の1の額(上限額は100万円<1,000円未満は切り捨て)。一部地区については25万円を上限に全額を助成。

詳しくは担当課にご確認ください。

緑地維持管理相談専門委員について

問 みどり公園課 TEL.61-3486

緑地維持管理相談専門委員は、緑地維持管理に関する知識や経験を持つ専門の技術者です。日々の管理方法を中心に、緑地維持管理に関することをご相談いただけます。

緑地の維持管理についてお困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。なお、相談料はかかりません。

屋外広告物を掲出するとき

問 都市景観課 TEL.61-3477

屋外広告物を掲出する場合は、許可申請が必要です。申請には、事前にデザインなどについて協議が必要です。

文化財保護・埋蔵文化財の確認など

問 文化財課 TEL.61-3857

1 文化財の指定

文化財のうち、市にとって特に重要なものを鎌倉市指定文化財に指定し、永く後世に伝えます。また指定文化財の保存修理補助事業も行っています。

2 史跡指定地の環境整備

国指定史跡の土地の公有化、環境整備を行い、史跡の保護を図っています。

3 埋蔵文化財にかかわる事業

建築その他の工事で土地の掘削をしようとする場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか確認してください。文化財保護法に基づく手続きが必要となり、事前の発掘調査が必要な場合があります。周知の埋蔵文化財包蔵地外であっても、工事中に土の中から遺跡などを発見したらご連絡ください。このほか、史跡指定地内では法に基づく許可の手続きが必要です。

4 文化財保護の普及・啓発事業

文化財に対する理解を深めていただくため、各種出版物の刊行、遺跡展の開催などの事業を実施しています。